

第七十五回国会 予算委員会 議 録 第十三号

昭和五十年二月十五日(土曜日)

午前十時開議

出席委員

委員長 荒松清十郎君

理事 小山 長規君

理事 谷川 和穂君

理事 山村新治郎君

理事 田中 武夫君

理事 山田 太郎君

理事 植木庚子郎君

理事 奥野 誠亮君

理事 北澤 直吉君

理事 櫻内 義雄君

理事 志賀 節君

理事 瀬戸山三男君

理事 田中 龍夫君

理事 戸井田三郎君

理事 根本龍太郎君

理事 松浦周太郎君

理事 阿部 助哉君

理事 岡田 春夫君

理事 多賀谷真稔君

理事 堀 昌雄君

理事 青柳 盛雄君

理事 平田 藤吉君

理事 鈴木 康雄君

理事 小平 忠君

出席國務大臣

國務大臣 福田 赳夫君

官(經濟企画庁長 福田 赳夫君

法務大臣 稻葉 修君

外務大臣 宮澤 喜一君

大藏大臣 大平 正芳君

厚生大臣 田中 正巳君

農林大臣 安倍晋太郎君

理事 竹下 登君

理事 湊 徹郎君

理事 小林 進君

理事 林 百郎君

理事 大久保武雄君

理事 加藤 紘一君

理事 黒金 泰美君

理事 笹山茂太郎君

理事 正示啓次郎君

理事 田中 寛君

理事 谷垣 專一君

理事 西村 直己君

理事 野田 卯一君

理事 綿貫 民輔君

理事 石野 久男君

理事 島本 虎三君

理事 榊 兼次郎君

理事 湯山 勇君

理事 石母田 達君

理事 坂口 力君

理事 安里積千代君

出席政府委員

通商産業大臣 河本 敏夫君

運輸大臣 木村 睦男君

郵政大臣 村上 勇君

労働大臣 長谷川 峻君

建設大臣 飯谷 忠男君

自治大臣 福田 一君

国家公安委員会委員長 北海道人

委員長 荒松清十郎君

官(総務府総務長 植木 光教君

官(沖繩開発庁長 坂田 道太君

官(防衛庁長官 小沢 辰男君

官(防衛庁長官 金丸 信君

官(環境庁長官 秋富 公正君

官(国土庁長官 高橋 俊英君

官(内閣法制局長官 吉國 一郎君

官(総理府人事局長 秋富 公正君

官(公正取引委員会委員長 渡辺 豊樹君

官(公正取引委員会委員長 野上 正人君

官(公正取引委員会委員長 浅沼清太郎君

官(警察庁長官 三井 脩君

官(警察庁警備局長 丸山 昂君

官(警察庁防衛局長 山口 衛一君

官(警察庁施設局長 久保 卓也君

官(警察庁施設局長 銅崎 富司君

官(警察庁施設局長 青木 慎三君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

官(警察庁施設局長 宮崎 勇君

環境庁企画調整局長 城戸 謙次君

環境庁企画調整局長 橋本 道夫君

環境庁企画調整局長 柳瀬 孝吉君

環境庁企画調整局長 大場 敏彦君

環境庁企画調整局長 栗屋 敏信君

環境庁企画調整局長 下河辺 淳君

環境庁企画調整局長 河野 正三君

環境庁企画調整局長 川島 一郎君

環境庁企画調整局長 安原 美穂君

環境庁企画調整局長 萩原 直三君

環境庁企画調整局長 高島 益郎君

環境庁企画調整局長 山崎 敏夫君

環境庁企画調整局長 松永 信雄君

環境庁企画調整局長 鈴木 文彦君

環境庁企画調整局長 藤井 淑男君

環境庁企画調整局長 後藤 達太君

環境庁企画調整局長 竹内 道雄君

環境庁企画調整局長 高橋 英明君

環境庁企画調整局長 石丸 隆治君

環境庁企画調整局長 翁 久次郎君

環境庁企画調整局長 北川 力夫君

環境庁企画調整局長 大河原太一郎君

環境庁企画調整局長 大山 一生君

環境庁企画調整局長 松形 祐堯君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

環境庁企画調整局長 松田 友成君

通商産業省産業政策局長 和田 敏信君

資源エネルギー庁長官 増田 実君

資源エネルギー庁長官 高木 俊介君

資源エネルギー庁長官 大永 勇作君

資源エネルギー庁長官 竹内 良夫君

資源エネルギー庁長官 後藤 茂也君

資源エネルギー庁長官 寺井 久美君

資源エネルギー庁長官 高仲 優君

資源エネルギー庁長官 田所 文雄君

資源エネルギー庁長官 道正 邦彦君

資源エネルギー庁長官 東村金之助君

資源エネルギー庁長官 岩崎 隆造君

資源エネルギー庁長官 大富 宏君

資源エネルギー庁長官 吉田 泰夫君

資源エネルギー庁長官 井上 孝君

資源エネルギー庁長官 藤井松太郎君

資源エネルギー庁長官 加賀谷徳治君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

資源エネルギー庁長官 野路 武敏君

森山 欽司君 志賀 節君
植崎弥之助君 島本 虎三君
中川利三郎君 平田 藤吉君
正木 良明君 坂口 力君
矢野 純也君 鈴切 康雄君

同日
兼任
加藤 紘一君 前田 正男君
志賀 節君 森山 欽司君
田中 覚君 藤井 勝志君
綿貫 民輔君 塚原 俊郎君
島本 虎三君 植崎弥之助君
坂口 力君 正木 良明君
鈴切 康雄君 矢野 純也君

本日の会議に付した案件

昭和五十年年度一般会計予算
昭和五十年年度特別会計予算
昭和五十年年度政府関係機関予算

○荒松委員長 これより会議を開きます。

昭和五十年年度一般会計予算、昭和五十年年度特別会計予算及び昭和五十年年度政府関係機関予算、以上三案を一括して議題とし、質疑を行います。石母田達君。

○石母田委員 私はきょう、いまのインフレ、物価の同時進行の中で、特に働く者の生活の問題、権利の問題に関して質問したいと思ひます。

その中で特に、最近進められている大企業のいわゆる不況対策と称しての一時帰休体制の問題、あるいはまた新規採用者の取り消しの問題であるとか、あるいはまた大量解雇、臨時工、パートなどの首切り、そして管理者などへの一方的な賃金カット、こういう問題が、労働者の生活だけではない、さらに雇用問題にも大きな影響を与えている、こういう点について政府の施策に対してわが党の立場から質問したいと思ひます。もう一つの問題は、現在の働いている職場、労働者にとって

はそこが自分の生活の大部分を過ごすところであり、それだけでも、ここを安心して働けるような職場、自由に物が言えるような職場、こういう職場にするということから見ますと、職場の民主主義、人権というものは、きわめてじゅうりんのされるような状態が出ております。最近特に、職場の中における暴力、あるいは大企業の横暴というように、この中でこうした事態が起きておりますので、その職場の民主主義という問題、この二つの問題について質問したいと思ひます。

最初に私は、全国一律最低賃金制の問題がいま問題になっておりますけれども、この問題についてお伺いしたいと思ひます。

現在の日本の中でも、私たちの予想外のところ、きわめて低い賃金で働いている方がたくさんあります。政府の統計でも、いまどき月平均五万円以下で働いている労働者が百八十二万人という数字が出ております。さらに、その中で特に女子労働者が百万人を超えているということが、政府の統計によっても明らかにできております。こうした極端に低い労働者の賃金を引き上げてその生活を安定させるということは、こういう人々の生活の保障というだけではなくて、労働者の賃金、あるいはまた、わが国の国民の生活を向上する上でも、また経済を国民本位に大きく民主化する上でもきわめて大事な問題の一つだと考えております。

昨年の四月、労働大臣は全国一律最低賃金制について検討したいということを国会で答弁されました。さらに二月十日、労働四団体から、大臣は政府を代表して全国一律最低賃金制の問題についての申し入れを受けられた。こうした問題について、一体どのような検討をされてきたか、これをお伺いしたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 お答えいたします。昨年、賃金改定期のときにそういう話がありまして、私は社会労働委員会において、その問題について労働省内部において勉強いたしましたし、もう一つ、こう申し上げたことが一つ。それから、おっしゃ

るとおり、二月十日でしたか、官邸において、私と官房長官ともどもに、労働四団体の方々から全国一律最低賃金の問題についての要請書を受け取ったことであります。

そこで、昨年からは、賃金の実態とか、あるいは賃金格差の実態を中心に、諸外国の事例をひとつ勉強しようと思ひまして、そこちの国々についていろいろ事例等についての資料を求め、いま入手しているところでありまして、いままでわかつたところによりまして、一律最低賃金を実施しているのはアメリカの州際産業それからフランス、フィリピンと聞いております。その他の国々に対しましては、いま実情を照会している、そういう勉強の段階です。

○石母田委員 そういう検討では、いつこれが採用されるか、きわめて見通しが暗い。先ほど述べたような極端に低い賃金の人たちは一体どういう層にいるか。これは言うまでもなく、家内労働者であるとか、あるいは臨時工であるとか、あるいはパートであるとか、また障害を持っておられる方で働いておられる方、こういう人々に極端に低い賃金が多いのであります。こうした人々をどのように引き上げていくかということ、国がそれを法として保障していく、こういう問題が全国一律最低賃金制の要求となつて出ているわけでありまして、ところが現在の法規では、こういう人々は最低賃金法が適用されていないのです。ILO条約二十六号というものがあつて、これは一九二八年、大分前の条約でありまして、最低賃金決定制度の設立に関する条約ということで、これは日本も批准しております。八十六の国々が批准しておりますが、この中に、賃金が例外的に低い若干の産業、特に家内労働者の人々、こういう人々にこの最低賃金というものが必要であるということをお明記してあるわけなんです。ところが日本の法体系からいってもそうなんじゃないか。したがって、私どもは、一番最低賃金が必要なんじゃないか、すべての労働者に適用されるような最低賃金制。また、雇用の形態が違つとか、使用者の種類

が違つとかいうようなことではなくて、すべての使用者が拘束されるような最低賃金制、つまり全国一律の最低賃金制の要求というものが出ているわけでありまして。したがって、三木内閣が社会的な不正というものを口にする以上、こうした人々こそ最低賃金制の対象に含めるべきだ、このことをぜひ検討の中に入れてほしい、こういう点を要望したいと思ひます。

私は、次の問題として、いま大企業の不況対策の一つになつてゐる一時帰休制の問題であります。これは新聞でも報道されておりますように、特に雇用保険の調整給付金が一月一日から繰り上げ実施になりました。これと関連して、いま一時帰休の休業計画を出す会社が非常にふえてきておるわけです。

この大阪の例を見ますと、三百四十六社が休業計画を出して、その休業予定の延べ日数は二十七万三千八百日に上つてゐる。あるいはまた、一月末の現在でこの適用を申請している会社、事業所数でございまして、大企業で約三百、あるいはまた中小企業では三千を超えているというふうに報告され、中小企業は百九十万、大企業は百六十万、つまり三百数十万の人々が、一月、あるいは二月が若干入りますけれども、一日全部休業したくらのたぐさんの計画が出てゐるわけでありまして。もちろん、これは不況の反映ということとは当然のことでありまして、雇用保険法のこの給付金の制度が繰り上げ実施になりました。労働基準法で六割以上払わなければならぬという義務が企業主にありますけれども、これが一〇〇%払つても五〇%は補償されるわけですから、義務負担よりも安く済む、しかも九〇%、八〇%であれば賃下げもできる、こういうことで大企業がこの申請の準備を続々しているということがまた報じられてゐるわけでありまして。こういう状況の中で、当初一月一三月まで予定した必要経費の四十五億円、これが約倍を上回るんじゃないかというふう聞いておられますけれども、この必要経費が倍以上に上回るかもしれないというこの点

について、労働大臣にお伺いしたいと思います。
○長谷川国務大臣 前段の方をひとつお答えしておきますけれども、全国一律最賃はまだありませんけれども、先ほどおっしゃったようなパートタイマーにも最賃制度が行われているということを御理解いただきたいと思います。

ただいまの雇用調整交付金が一月から実施したときに、私たちは大体五十億くらいの腹づもりでございましてけれども、おっしゃる通りに、非常に要請が大きいし、それと同時に各業種の追加指定などの希望も非常に多々ございますから、おっしゃる通りに、二、三十億くらい金が足りなくなるのではなからうか、オーバーするのではなからうか、こういうふうな目算でおります。

○石母田委員 いま一月から三月まで使われている財政は失業保険の財政から出ているのです。社会施設に使うお金から出ているのです。つまり、労働者が失業した場合に、必要になったときの生活の保障ということで納めている保険金、これが入っているお金で負担しているわけでありまして、この法案が提案されたときに、わが党は、そういう失業者の生活保障のためにやっている保険財政と、雇用対策上必要な財政とは、明確に区別すべきであるということを主張したわけでありまして、いまお聞きしますと、二、三十億円の一月から三月だけでも上回り、また桃々これもふえる見込みで、国会では政府は、この法案を提出するときに、この一時休業補償のための給付金の性格について、企業が一時休業する場合に、その賃金を保障するお金がない、そういう負担にたえられない企業について援助だということを説明されましたが、この趣旨についてはいまも変わりありませんか。

○長谷川国務大臣 これは、一月一日から繰り上げ実施をすることにしたことは、石母田さん御承知のとおり、国会で早くやってくれという話の一つ。それからその金は、これは社会福祉施設、雇用保険でやっているやつ、それをこちらの方に使

ってもよろしいということをやったことでございます。それから、いま金を出すことによって、一ヶ月休業するものを、私の方の雇用保険の給付金を出すことによって二ヶ月、三ヶ月に延ばせる、こういうところに非常にメリットがあるところが歓迎されているゆえんであります。

○石母田委員 趣旨が変わりはないのか。変わりのないでしよう。時間がなければ、はっきり明確に答えてください。

つまりこの趣旨に変わりはないのです。ところが、たとえば今度の適用申請の中に、三菱電機あるいは日立製作所がありますね。これは政府は一体どういうふうにするつもりか知らぬけれども、三菱電機は、有価証券報告書によっても八百六十八億円の内部留保があるのですよ。いろいろな引当金とかね。それから日立は二千六百二十五億円の内部留保がある。こういう高利潤を得ているところ、あるいは高い配当をしているところ、こういうような大企業を、果たしてそういう賃金保障の資金の負担にたえられないという企業として、一体あなたたちはこれを認めようとするのかどうか。第一そういう企業であるかどうか、あなたの認識の程度をお伺いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 御承知のとおり、休業になった場合には、六割の保障が出る。ところへ私の方の調整交付金を出しますと十割の給料がいく、そういうメリットがあるわけでありまして、おっしゃる意味は、大企業優先にやっちゃいかぬというお話だろと思うんですが、御承知のとおり、私の方は、中小企業の場合には三分の二の給付金を出す、こういうふうな感じをやっております。

○石母田委員 委員長からちょっと注意してもらいたいのですけれども、いまお聞きになつて、私は、三菱電機や日立製作所のようなたくさん内部留保のあるものは、果たして休業の賃金保障にたえられないような企業というものであるかどうか、その認識の程度を大臣に聞いたのです。ところが何か別なことを言っているようですけれども、大臣、あなたはどお思いますか。そんな一々

後ろに聞かなくなつてわかるでしょう。

○長谷川国務大臣 会社によって私の方は区別するのじやありませんで、働く諸君に対する給付金として考えているのであります。

○石母田委員 なかなか答えにくいことだと思つて、答えを避けているようですけれども、だれが見ても、高利潤、高配当で内部留保もたくさん持っているという、こういう大企業がいまの賃金保障の資金にたえられない企業であるというふうには考えられないのです。そうじゃないのです。つまり、あなたがいま言ったように、そうやると国の方からも出て、基準法で払うよりも安く仕上がる、こういうところでこうした適用申請を出しているのです。私は、あなたたちが国会で答弁されていた法の趣旨、あるいはまた給付金の性格について、先ほど言ったような趣旨に変わりのないと思つれば、こうした高利潤、高配当、内部留保を何千億持っているような大企業、あるいは広大な土地を買っておくような大企業、そうした大企業については当然この適用について規制をすべきである。あるいはまた、新聞に報道されているような東洋紡績でも、一たん解雇した、そしてまた復職した、その身がわりにまた一時帰休を出した。まあ復職したからいいじゃないかということと同時に、じゃ、そういうふうなやめさせた者の身がわり

の一時休業ということ、雇用保険の適用を申請する。こういうような世論から見ても、明らかに企業の経費負担だけをねらった便乗的な帰休。雇用保険のもらえぬものだけもらつちやう、自分の利潤に手をつけない、こういうふうな企業の申請について何らかの規制措置が必要だ。そうしなければ、中小企業重点だなんて言つたて、これはほとんど大企業の方に行つてしまふ、こういう結果になりはしないかということ、私は労働大臣に、この適用に当たつてそうした高利潤、高配当の大企業についての規制が必要じゃないか、そしてまた、もし必要だと考えておられるならば、どういふ具体的な措置をとっているか、これをお伺いしたいと思います。

○長谷川国務大臣 これは私の方が恣意的にいろいろやるわけじやありませんで、基本は労使の話し合いの中で来ているものを私の方がやるというのを御理解願いたい、こう思うのであります。

それからもう一つは、何といたしまして、こういう場合には中小企業は苦しいでございますから、国会の御審議を得た場合も、三分の二を出すというのは中小企業でございまして、それからもう一つは、この法案が通過して適用されましてから、私は先日組合の諸君から実はお礼をいただきました。ということは、一月まで待つていただければこの法案が適用されて給付金が出てくるからがんばつてくれと経営者にも言うておつたが、ようやくこの給付金が出ることにやうてわれわれは一人も首を切られなかった、こういう話もあることをひとつ御理解いただきたいと思います。

○石母田委員 こういう給付金が決まつた以上、法に対する私たちの態度ということでもなくて、中小企業が重点なんだから、そして本来ならば解雇しなければならぬものを何とか休業で持ちこたえようという人たちに對する援助であるとするれば、当然中小企業が優先的に適用されなければならぬ、こういうふうには私は考えているわけでありまして、たとえば、私は中小企業の方から陳情を受けております。これは山形県のミシンの部品をつくっている企業です。従業員が二百五十人で、そして二月から一時帰休を全員やっております。月四日です。これは六、三日には満たないかもしれぬ。しかしこの方は、休業をやる前に何とかならないかと私のところへ来た。

〔委員長退席、小山長（委員長代理）着席〕

私はこういう人々を何とかして救つてあげなければならぬということで東奔西走いたしました。ところが、とうとう休業という状態になつた。ところが、これはいまの業種指定にないやうで、何ともならぬのです。あなたがさつき述べた趣旨のこの給付金

が適用されていない。そして三菱電機や日立などのようなところに適用されておるのです。こんなことがどこにあるか。中小企業を業種によって外したり外さない。

いま総需要抑制政策の中で、不況の中で一番中小企業の方々が犠牲を受けていることは、倒産件数を見てわかります。こういうところに適用されていく。中小企業の優先的な適用ということをやらなければ、この業種の指定の制限から取り外して、あるいはそこへいくまでとりあえず、小さい企業、地場産業などを含めまして、第四次、第三次などの下請など、本当にいま困っている企業に対して、都道府県の知事などが指定して申請するとか、そういう企業についてはそれを尊重して適用していくとか、こういう具体的な中小企業の人たちが実際に適用を受けられるように私はぜひ検討していただきたい、こういう点を労働大臣に要望したいと思ひます。

○長谷川国務大臣 今度のこの雇用調整給付金につきましては、前々からお話し申し上げているように、中小企業ということに重点を置いていこうとは御理解いただきたいと思ひます。それを実施するに当たりましては、休業規模の要件と助成率についてできる限り中小企業に手厚く措置して、るところでありまして、たとえば具体的には、助成の対象となる休業規模の要件は、大企業の場合には所定労働延べ日数の三分の一として、中小企業の場合には、休業手当てにつきましては助成率を、大企業の二分の一に対し中小企業の場合には三分の二、こういうように手厚くしながら、いろいろな具体的な事例、具体的な陳情等については、おっしゃるとおり——あなたのおっしゃるのをもつて実行というわけにはいきませんけれども、いろいろな実例などを聞きながら私の方は、役所を勧誘しながら、なるべく見てあげるような、こういう形にやっているとすることを御理解いただきたいと思ひます。

○石母田委員 私言っているようなことの趣旨

ということとは、もう一度確認しますけれども、中小企業には、おまえはこの業種だからだめだとか、指定されてないからだめだというのではなくて、そういう問題にかかわらないで、中小企業でそういう困っているものについては適用を拡大していくというようにすること。そしてたとえばの話で、都道府県知事などが申請して、地場産業とか、あるいは必要ならば、都道府県の知事などの意見なども聞いて、そうしてそれに基づいてやる、こういうようなことをぜひ私は検討してもらいたい、そういうふうな理解してよろしゅうございませうか。もう一度大臣に……。

○長谷川国務大臣 こういう非常の際でございまして、いろいろな手配をしながら、中小企業の方々に援助できるならしてみたい、こういう姿勢でやっていると御理解いただきます。

○石母田委員 私はこれからきかめて重大な問題について聞いていただきたいと思つたのです。ところが私の指定する人が出張で、どうしてもいまここにいられないということでありまして、ここへ来るように言つたのですけれども、問題を提起しておくといいだけで、再質問の時間を保留したいと思ひます。〈けさ言つた無理だ〉と呼び、その他発言する者あり——来ないのがあたりまえみたいな話をしていまして、来ないのも、とんでもない。職安局長というのは、私が質問する雇用保険法、きちんと事前に知らせておいたんだが、その責任者であります。

二月十日の日本経済新聞の中で、労働省の遠藤職安安定局長と工藤編集委員が対談をしたものがある。その対談の中で、労働省の遠藤職安安定局長がこういうことを言つておるのです。この雇用保険の問題について、非常に適用基準が甘いんじゃないかといった声も出ているというのを工藤さんが初め聞いている。これに対して遠藤局長は、甘くすると悪用されるのではないかと、声がある、しかし、極端かもしれないが、労使が一緒になつて悪用、乱用しても、それによって人員

整理が免れればいいじゃないかと言っている。皆さん、私はこれを見てびっくりした。政府の行政の責任者の一人である職安安定局長が、法律を乱用、悪用しても人員整理を免れればいいじゃないか、こういうことを公然と言つて新聞で報道されている。しかもその後、この際、うちの会社はそれほど深刻ではないが、金を出してもらえないならば、業績をよくするために一時帰休をやろうじゃないか、こういうことで労使間で話し合いが進められていることについてどう思うかということについて、それはあり得ることだと思つていまして、こういう答えを言っているのです。こんなことであれば、保険財政がいま足りないのが二、三十億になるところに、しかも三菱電機や日立、そういう大企業のところを金をつぎ込むために乱用、悪用しても、また、この際もうかるためにはそのくらいのことはいくらでもいいじゃないかという、そういう企業に対して、あり得ることだと思つていまして言つておる。これが何の規制だ。こういう態度で一体規制できると思つておるのか。この問題は、私は、新聞報道であるから本人に事実を確かめたい。しかしこれは新聞の記事ではない。新聞の中でも、いわゆる対談というものは、この局長が責任を持つ内容のものだ。この点については、私は本人が来た上でその事実を確かめなければ、もしも、もしも、もしも、もしも、事実だとするならば、その責任者である労働大臣が、果たしていままで言つたようなことを実行できるのかどうか。この点について労働大臣の見解を聞きたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 私は、いまのこういう大事な時代でございまして、労使の皆さん方が話し合つた上でございまして、労使の皆さん方が話し合つた上で、いまの時代に労働者の失業を緩和するところ、メリットがありますから、万全な対策を講じていきたい、こう思つておられます。

○石母田委員 さつきからあなたの問題ををらしていかぬのだ。あなたの方の一番の部下だ、この局長というのは。しよつちゅう出ていろいろなこと

をしやべつておる男だよ。それが、法律を悪用、乱用しても構わないじゃないか——これは一体どういうことなんだ。こういう発言をしている。これが新聞に對談として載つておるのだ。こういうことについてあなたはどう思うか。ただ事実の確認について私は本人にやる。しかしこういうことが報道されて皆読んでもおるのだ。こういう問題についてどうなのだ。

○長谷川国務大臣 悪用されるとは私は思ひませんけれども、仮りに私の部下がそういう発言をしたことが、皆さん方に御迷惑、国会に御迷惑をかけているとするならば皆私の責任だ。またそういうことをさせないようにいたします。

○石母田委員 もし、この事実がこうであつた、この雇用保険法の運用、適用、そういうものについての行政の責任者の一人である者が、法を悪用しても乱用しても構わない、こういう態度で行政を進めるといふことがあつては、私も立法府の者が法律をつくつても、行政の者がこういうことをやつていけばどうなるか。私は国会に對する重大な侮辱だと思ふ。こういうものがもし事実であるということが確認されたならば、あなたはどのような責任をとるのか、もう一回明確にしてみたい。

○長谷川国務大臣 悪用するなどということは考えられませんが、私の部下がもし悪いとするならばみんな私の責任です。

○石母田委員 悪用、乱用してもいいじゃないかと云つておるのだよ。これはこれ以上は、私は先ほど言つたように、本人が来たからの再質問に保留したいと思ひます。次に進みます。

もう一つの大企業のいわゆる不況対策の一つとして、新規採用者の自宅待機あるいはまた取り消している問題が、いま大きな社会的な問題になつて、そうして行くといふことになつて、去年の十月から決まつて、採用通知も受けた。祝賀会のパーティーも開いた。ところが突然取り消しの通知が来たわけであ

ります。いまから学校へ戻るといっても、試験がなければ留年もできない。しかもその学校では、就職を決める場合に、一つの就職しかないから一つの就職だけやれというので、それだけでやっただ。それが突然取り消しになった。どこへ行くにも行きどころがない。朝から晩までステレオをかけて部屋から出てこないというのです。慰めようがないのです。これがきょうの新聞の報道でも、中学の卒業生にも、もちろん高校の卒業生にも出ているのです。人生の新しい門出というこういう時期に、資本が一方的に採用通知によって決定しているものを突然取り消す。

この問題については、横浜地裁の私どもの方の戸塚に在る労働者についての判決がありまして、採用内定通知が雇用契約の申し込みに対する承諾であり、その発送により雇用契約が成立したものと認められるという判決を下しているわけであります。こうした時点から、取り消しの問題はきわめて不当なやり方だと私は思っています。政府はぜひ、こうしたところにおいては再び再雇用させるといふことに全力を尽くしてもらいたい。そしてまた、これに対してどういう見識と態度を持っているか、これを労働大臣に聞きたいと思ひます。

○長谷川国務大臣 最近、しかもけさもそうですが、新聞は二つも三つもこの問題を取り上げて、具体的ないろいろな事例を書いております。私はまさに、新しい門出をする若き学徒に、一生を左右するこういう悲劇を与えるということは企業はけしからぬ、こういうことで、労働省といいたしましては、昨年の十一月から、こんなことも予想されたものですから、各事業者団体に対して、こんなことのないように警告も出し、一方はまた、こういうニュースを聞くたびに、それぞれの会社に対して、なるべく雇用するようにお勧めなどもありますが、まだまだ金の卵といえますか、そういう問題もあります、大学の学生、私立大学、国立にも五、六名あるように聞いております。そうい

うことで、非常にいま頭を痛めながら、各企業に対して、できるだけ私の方で御推薦と申しますか、そういうことを進めているかっこうであります。

○石母田委員 新聞報道によると、制裁的な措置も考えられているようだけれども、いまのようなことでやってもだめだというところについて、労働省としてはどういう措置をとるのか。

○長谷川国務大臣 来年就職をあつせんする場合には、こし内定を取り消したような企業はこういう企業であるからということ、その諸君によく知らせておく。ある場合にはそういう企業を公表もする。こういう姿勢などもっております。

○石母田委員 もう一つ同じケースで自宅待機の問題があるのです。たとえば日立製作所は、二千三百名の新規採用者に対して三月二十一日の出勤を一月間延ばして自宅待機をさせる、こういうふうにいわれております。これで人件費の節約が一億五千万だとも言われています。私は、先ほどの判例から、あるいは民法上の期待権の問題から言っても雇用契約が成立している。何で新規採用者だけが一方的に自宅待機させられるのか。これは賃金も休業手当も出ないのですから、おまへは一月間何で食えというのか。ただ自分の力で生き延びろ、こういう労働者の基本的な人権を侵すようなことを一方的にやっておるのです。こういう問題について、あなたたちは、どう考えてどういう措置をしようというのか。それから、三木首相が調査を命じたというのだけれども、こういう企業は一体どういう企業なのか。ほかに計画しているところがあるのかどうか。私が質問しても、資料要求しても、企業の名前を一切出せないということだから、この国会の場でもしわかっておきたら出してください。

○長谷川国務大臣 雇用の場合に、先ほどあなたもおっしゃったとおり千差万別で、内定したと言つても、身元保証人をつけたとか、念書をつけたとか、そういうときに法律的效果が生まれるということなどもあり、何さま数が多いとい

ら、それぞれの企業について、いま私の方でも各機関を通じて調べているところでございます。おっしゃるようなところはわかりません。

○石母田委員 私は、そういう大企業、取り消し、あるいは自宅待機、こういうことをやっているところの企業名をぜひ公表してもらいたい。この問題について予算委員会の理事会でぜひ検討して、善処していただきたいということを委員長にお願いしたいと思ひます。

○小山(長)委員 長代理 理事会で検討いたします。

○長谷川国務大臣 いろいろ手当てもいたしますけれども、中学校、高等学校の場合は、所管を通じて会社が採用の就職あつせんをいろいろ頼みまされども、大学学生の場合は、個人で会社に自分で行ったり、会社がまた大学に申し込んだりするので、私の方の関係ではなかなか調べにくい、こういうことも御理解いただきたいと思ひます。

○林(三)委員 ちよつと関連して。大学の場合も、会社の方から採用の通知が行っているわけなんです。採用行政の上から各社へ問い合わせをすれば、採用通知が行っているのが、レイオフになったりあるいは停止されているわけですから、わかるはずですから、できるだけ調査して委員会に出すように努力してもらいたいと思ひます。

○石母田委員 私の方からも、私も社会労働委員の一員ですから、労働大臣に、こういう人生上また社会的な大きな問題になっている問題については、もっと真剣に取り組んで実態の調査もしていただきたいということを要望したいと思ひます。さて、職場の民主主義と労働者の権利の中で、いま非常に職場に暴力がはびこって異常な事態になつておる。そして労働者がそのために安心して就労できない、こういう問題が起きております。この問題について、企業に結びついた暴力団による暴力行為、たとえば殺人事件にまでなった大阪の片岡運輸、ここでは副会長であります植月さんが出勤の途中呼び出されて、四、五人の暴力

団に殺されているわけであります。こういう問題はいまに始まったことじゃない。たとえば、もう時効になりましたけれども、全自交の三光タクシーの丸山分会長が川崎で刺殺されている。犯人の名前、暴力団員の名前までわかつてゐるのにとどう検査しない。あるいは四十二年の九月には、兵庫の全港湾の臨田分会長が、警察官の見ている前で、制止も聞かず暴力団にとうとう殺されている。また、四十八年には組織労働連のエリザベス労働組の神原委員長が神戸で出勤の途中後から何者かによって刺殺されている。こうした事件は、長年の事件、全自交の三交タクシーの問題は、いずれも犯人が未検挙であります。また、日産ディーゼルの川口工場の活動家、これが御夫妻とも射殺されておるといふ事件、これも犯人が未検挙であります。特に最近、北辰電機というところで毎日のように職場で暴力が出てくるために、竹内久君というのがとうとうたまりかねて、お母さんあての遺書を残して家を出てしまひまして、いまだに生死不明であります。また、中核派、革マル派の内ゲバの殺し合いによつて、これがまた職場の中に暴力が持ち込まれている事件も起きております。九月十四日、中核派の北小路政治局員の、九月に中核派の全連の労働者が殺されたから今度は革マル派の全連の労働者を殺してやる、こういう宣言が堂々と朝日新聞に載ること自体が私は異常だと思ひます。しかもこの宣言どおりに、十月三日に革マル派の山崎洋一、東京中央郵便局の局員の人でありますけれども、これが中核派に殺されておる。続いて、十月十五日、十二月一日にも中核派、革マル派の労働者が一人一人殺されるという事件が起きておるわけなんです。また、労働の革マル派、これによる暴力事件が特に国鉄関係、青森機関区、あるいは北海道の釧路、標茶、名古屋の稲沢第二機関区、こういうようなところから起きて、安心して労働者が就労できない。中には、ノイローゼを起こしてとうとう職場をやめた人が、私どもの方の神奈川の浜川崎の

機関区にも出ておるわけです。一体こういうことがどうして起きるのか。

また、これだけではない。いま国会でも盛んに論議されておる解放同盟の朝田一派の職場につくっておる部落解放研究会、解放研と言われておりますが、これがいろいろな事件をでっち上げ、あるところでは、ある職制が、一本足りないという話だけれども私は三本足りないという話をしたというところを取り上げて、これが差別だと言って何回も糾弾事件が繰り返されておる。そこには電電公社の職員五万人を擁する近畿局長まで呼び出されて、夜中の二時まで糾弾が行われて、いろいろなことを約束させられておる。全職員に対して、解放同盟の指導によって研修をやるとか、あるいはまた、電電公社の関係の職場の中には、解放研の事務所にはクーラーが二つもつけてあるのに、局長の部屋には一つもクーラーをつけてない。そしてあちこちのさばって、そこに何か落書きがあると、これは差別だ。そのために、職制が昼日中から懐中電灯を持って照らして歩く。それで、そういうことがあったとなると、職場の中には糾弾大会で職制も労働者も糾弾される。こういうようなことが政府の直轄するような職場にも起こっている。

このように、職場の中に暴力が入り込んで、そのためにこうした異常な事態が起きておる。公安委員長は、こういう問題を一体知っておられるのか。知っているとすれば、こういう問題についてどのような特別の措置を一体とっておるか。また、あわせて労働大臣に、このような労働者の職場の中での暴力の問題について、一体どういう認識を持って、どういう対策をとっておるか、この二点について、まず国家公安委員長から聞きたいと思ひます。

○福田(二)國務大臣 お答えをいたします。しばしば言明を申し上げておるところであります。警察といたしましては、いかなる暴力もこれは認めないという方針で対処しておるのでございまして、したがって、いま御指摘になった職場

の暴力についても、われわれとしては、これは認めておるわけでもなければ、そういうことがあればしかるべき措置をとることをやっております。それでございまして、ただいま、あなたは私に對して、そういう事実を知っておるか、こういう御質問がありました。つまり私にはないという御質問は聞いております。しかし、具体的な問題になれば、これは当該地域の警察がやるべきものでありまして、私としては、方針を明らかにしていく、こういうことで臨んでいきたいと思うのであります。

○石母田委員 そういう態度では、こういう暴力をなくすることはできない。たとえば、あなたの問題にしたって、私、先ほど言ったように、全自交の三光タクシーの丸山さんが殺されたが、犯人未検挙です。それから繊維労連の神原委員長、これも未検挙です。日産ディーゼルの先ほどの夫婦が殺された問題も未検挙です。日本の警察の殺人事件の検挙率は、去年の調べで警察白書を見ても九六%、世界一ですよ。ところが、共産党員とか、あるいはいわゆる組合の活動家、こう言われる人が殺された事件に限って犯人の検挙率がきわめて低い。こういう事実を見て、これからやるという話は私は納得できない。こういう問題について公安委員長としてどう考えているか。あるいは警備当局としてどう考えているか。それでも警察に任せるのか。

○福田(一)國務大臣 具体的な問題については、警察当局、すなわち政府委員の方から答弁をいたさします。公安委員長が一つの事件を全部知るといふことは困難でございます。

○三井政府委員 ただいま御指摘になりました各種事件につきましては、鋭意捜査を続けておるところであります。したがって、その殺しに及ぼした原因がどういふところにあるのかという点については、ただいまのところまだつまびらかになっておりません。

○石母田委員 五年も十年もかかってまだつまび

らかではないようじゃ、その間に犯人が逃げちゃう。ことに片岡運輸事件なんというものについては、その犯人を出頭させておいて、そしてつかまえることができなくて半月以上も放置しておく。そして、その資金の出所、そういう企業の関係、あるいは犯人を含めて犯行の直前に料亭で会合を開いた、こういう事実をつかまえないながらも、それを究明して、そして背後関係をやるということになったそのやさきに、捜査体制の縮小ということでも事実上の捜査を打ち切る。私は一つの事例で申しますけれども、こういうような問題がいまのそういう事件に全部出て、警備当局の捜査に對しての不満というものが関係者からきわめて出てくる。こういう事態について、私は、公安委員長がしっかりと態度で、いままでの問題について、も、これからの問題についてもやっていたらいいということを要望したいと思ひます。公安委員長は退場されるそうですから、これで質問を終わりますが、ちょっといまの私の要望に對しまして一言お願いします。

○福田(二)國務大臣 国家公安委員長という職から言つて、方針を示していくことは当然であります。が、刑罰に關係のあることとか、あるいは捜査とか、そういう一々具体的な問題については私が措置をとるといふことは、差し控えていただきたいと思います。断固としてそういう問題を取り締まるということについては、私は責任を持っておるものであります。

○石母田委員 労働大臣、このような職場の中に入り込んでいふ暴力事件、暴力支配、こういう異常な事態について、あなたの立場からどういふ特別な措置をとってきたか、これをお伺いしたいと思ひます。

○長谷川國務大臣 近代労働運動において暴力は絶対に許されません。しかも法治国家においては、こういうことのないように、私もありとあらゆる機会に、労使関係者にお目にかかったときは、このことを周知徹底してまいっているつもりであります。

○石母田委員 周知徹底しないから現実に起きている。たとえば北辰電機の問題とか、いろいろな不当労働行為の問題で告発もされ申告もされておる。そういう事件の中でこうした問題が起きているんだけれども、そういう企業に結びついた暴力事件について、あなたは特別の措置は何もとっていないということですか。やっつけてこなかったということですか。

○長谷川國務大臣 一つ一つのケースについてはつまびらかじゃありませんけれども、私が聞いた問題については、そういうものが早く円満におさまるように、いろいろな関係機関を通じて情報を聞きもし、また推進もしているところであります。

○石母田委員 では労働大臣、事実を知つてもらうために、参議院の法務委員会の四十九年十一月二十八日に、法務省の人権擁護局長がこういう答弁をしております。「一つの会社の中に二つの組合ができて、その間に抗争が生じて、その抗争の間に暴力事件が続いておるというのが多いのでございまして。」そしてさらに、こういう問題について「労働者に団結権、団体交渉権があることは当然でございまして、どのような立場からにせよ、その組合員に対して脱退するように強要することとか、あるいはいやらせをするとかいふようなことは、まさに人権擁護上看過できない問題でございまして」といふふうに答弁しておりますけれども、まず、こういう事実について発言をされたかどうか。法務省関係、人権擁護局関係で答弁していただきたいと思います。

○萩原政府委員 お答えいたします。

ただいま御指摘のような答弁をいたしましたことは間違ひございません。

○石母田委員 このような答弁について、労働大臣としてこの方針でやられることについては、よろしいですか。

○長谷川國務大臣 そのとおりであります。

○石母田委員 それでは、やはり職場の動労革マル派による暴力事件の一つの事例として、私は国鉄の青森機関区の問題を取り上げたいと思ひま

す

この問題については、わが党の梅田議員が直接現地を視察してまいりまして、そしてまた質問も発し、国鉄当局からもその回答をいただいております。私は国鉄総裁に、昭和四十八年四月以降、国鉄の青森機関区において発生した暴行等の事実について、どういう状況であるかお伺いしたいと思います。

○藤井説明員 お答え申し上げます。

国鉄に関するものは、御指摘のように、青森機関区というものを中心にしてこういう遺憾な事件が起こつたということでございます。御承知のように国鉄には、動力車労働組合、動力と称しておりますが、これと、全国鉄動力車労働組合連合会、全動労、こういう二つの組織がございます。この二つの組織がいざこざを起こしまして、いわゆる管理者、監督者をも引き込んで、昨年の四月以来六十八回ぐらいこういうトラブルが起こつたということが全貌でございます。

具體的に申し上げますと、全勤労の青森支部に属する職員を勤労の組合員が、詰め所か何かで取り囲んで追及をやるとか、あるいは説得をやるとか、いやがらせをやるとか、こういうことをいたたしまして、これをとめに入った監督者側も引き込まれたというところでございます。かかることはきわめて遺憾なことでございますので、私どもとしてはあらゆる手を講じて、これがうまくおさまるようにならぬように努力した結果、遺憾ながら、四月に起こりましてから六十八件去年起こっているのでございますけれども、六月から八月ぐらひは、大体おさまるまいかかっておったのでありますが、年度末になつてまた少し起こつてきたということでございませう。職場であらゆる努力をいたしました結果、昨年の十二月から一月にかけては大体おさまつておるというような状況になりました。

今後とも、こういうことを起こしますと、職場の機能は麻痺するのみならず、私どもの輸送の業務というようなことも完遂できないことになりま
すので、敵にこういうことが再び起こらぬように

努力をいたす次第であります。

詳しく何月何日にかかる事件が起こって、どういう処置を講じたかというような御質問が仮に
 ありでしたら、労働担当の理事も参っておりますので詳しく申し上げますが、大体私としては以
 上申し上げます。

○石母田委員 あなたの国鉄の方から梅田議員に對する回答ということで、ここに回答書があります。昨年四月以降の青森機關区における暴行等の事実について、現場管理者及び局派遣者の報告を整理すると、昭和四十八年四月以降の暴行等を含ぬいやがらせ事件は六十八件に及んでいる」ということで、四月には十四件、五月には何件という具体的な事実がすべて書かれておる。あるいは五月に起こった事件の中では、全治三週間の傷害を被った車内検修掛が受けた事実も報告されておる。中には、あなたの方で、助役などの管理職の人が暴行を受けて告訴しているということでありますけれども、その告訴の事実についてはどうですか。あるいはまた同時に、この問題であなたたちがとつた特別の措置があれば、その措置も含めて報告していただきたいと思います。

○加賀谷説明員 青森機関区におきまして起きた暴行事件は、ただいま総裁が非常にかいつまんで申し上げましたとおりでございますして、大体説得、追及行動という形で、しかも非常に少数の人を多数で取り囲んでやるというようなパターン、それに対して助役が、その業務に支障を与えることもございますし、そういった行動については芳しくございませんので、そこへ割って入る。

したが、多数と少数の間でございますので、ついても合いとなる、けが人が出るというようなパターンで、程度の差はいろいろございますけれどもあったということでございまして、ただいま申し上げましたように、四月からそういうことな少しずつ起こってきた。これは春闘というような違法なストライキなんかやられておりますときには、現場が多少エキサイトするというような関係もありまして、その辺から出てきて四月、五月も

かなり起こった。それに対して現場の管理者は最善の努力をして、それを防止すべくやったということになります。ただいまの総裁の説明のあったとおり、六月から八月にかけましては大体小康を得た、こういったようなことについても、よくないことだという反省があったのじやなからうかというような傾向も出てまいりましたのですが、九月以降、合理化反対闘争、あるいは十一月になりますと、例の多少政治闘争のようなものもございまして、それからインフレ手当の闘争といったような、一連のそういった現場におきます違法なストライキが続いた時期がございますが、その辺からまた多少その問題がぶり返してまいりました。

具體的に一つ申し上げますとたとえは九月の十八日に、修繕庫、これは車を修繕するところでございますが、そういうところにおりました休憩中の全動労組組合員数名に対して、多数の勤労組組合員が説得、追及行動と称して取り囲んでやっただけでございまして、これを見てすぐ管理者は制止しようとした。そのときに、管理者、それから全動労組組合員の間のもみ合いとなりまして、管理者四名、全動労に所属する職員六名、約十名のけが人を出したというふうなこともございました。

それから、十一月十九日、フォード来日反対、それから私鉄支援闘争といったような行動で違法なストライキが行われた日でございますが、このの日にやはり、いまと大体同じようなパターンで、午前中に連続的に三回も繰り返された。いろいろな管理者、それから局の人間なんかも、あらかじめそういう時期でございしますから、現場へ動員いたしました、極力警戒に当たり、この説得をし、阻止するというような態勢をとったのでございますけれども、残念ながら最終的には警察の導入といふような形でその事態が回避されたということになっております。

以後同伴が起っておりませんが、いろいろな意味で、現場の処置としては、これはいろいろな状況判断がありますが、職場のもめ事、職場内

の問題でございまして、いすれ職場の中へ一掃に勤めてもらわなければならぬという者でございす。もちろん職場の規律をきちんとするというためには断固たる処置をとるという方針は変わりございませが、その実情に應じて事を処していくということをやっておったというふうに、私ども最善の努力をしておったというふうに考えておる次第でございまして、その後十二月ごろからだんだん進んでまいりまして、一月に入りまして最終的にかなり嚴重な行政処分を行っております。停職五名、減給十名、それから戒告二名、十七名の、これはかなりきつい処分を行っております。処分後、大体いまのところは落ちついてゐるというようなことでございまして、多少時間がかかつておるようでございすけれども、その現場の特殊事情に應じて、こういったことを再び起こさないような状態にするということも一つの大きな目的でございすので、大体処置としてはよくなされておるのではないかと、いうふうに考えます。

それから告訴、告発の件でございますが、管理者の四名は告発をすでにしております。それから全勤務に属します職員につきましても告訴、告発しておる者もございしますが、まだそういうことに至ってない者もあると聞いております。これにつきましても、事実上本人の意思あるいは組合自身の意思といったようなものを尊重して行へべきものであるというふうに私も考えますので、そういった者の意思を尊重しながら、全体の状況を勘案して対処してまいりたいというふうに考えます。

○石母田委員 こうした問題が、政府が直接監視しなければならぬ、そういうところに起きていることがきわめて重大だと思ふのです。しかも、板田議員の報告によりますと、運輸省に対して再三現場から、緊急事態のとき警察官の動員を要請すると、これは全部抑えてしまふ、こういうふうなケースもあったというようなことを聞いております。さらにまた、職制自身がこうしたことで告

するといふようなことでありますから、ほとんど仕事の機能が麻痺して、たびたび労働者が就業できない、行けば暴力を働かれる、身の危険を感じる。この国鉄の報告でも、追及行動といふところには、みんな全部いわゆる追及行動といふ暴力が伴つておることを暗に認めておる。そういう行動が多発しているところにおいて、これを取り除いて、暴力などが発生しないような、労働者が安心して働けるような状態にするといふのは、私は管理者の責任であると思ひますけれども、この点について国鉄総裁から聞きたいと思ひます。

○藤井説明員 お答えします。

こういう事態をなくすることが管理者の責任であることは、これはもちろんでございますけれども、御承知のように、労組相互の争ひというようになつてまいりますと、これは管理者が力づくでどうしようといふわけにもいきませんし、私どものやり得ることは処分をするといふようなことであり、さらに、刑法に犯れるような行為に及べば、警察に頼んでこれを告発するといふようなことしかございませぬが、それ以前にさかのぼりまして、これは同じ仕事をやる仲間でございますので、立場は若干変わりますが、お互いに仲よくというか、愉快に仕事をやるというふうな気分を醸成するといふことはきわめて大切なことで、これはきわめて気の長い、教育のような議論にもなりますけれども、及ばずながら、そういう面では私は全力を挙げて努力いたしておるつもりでございます。

○石母田委員 国鉄総裁に聞きます。

あなたは梅田議員に対する報告の中で「暴力などの発生しない職場を作る」と「つまり暴力を排除することは「管理者の責務である」といふふうに回答していますが、このとおりであるかどうか、そのことだけ答えてください。あなたが報告したとおりのことであるかどうか。

○藤井説明員 お答えします。

そのとおりでございます。

たいと思ひますけれども、こうした暴力を取り除き、暴力が発生しないような職場をつくることは管理者の責任であるといふ国鉄総裁は答えておられますけれども、運輸大臣、このとおりですか。

○木村国務大臣 国鉄は百年の歴史の中でいま非常な危機に面しておるわけでございます。そのときに職場でこういつた不祥事故が重ねて起きておるといふことは、私は最も遺憾に思つてございします。国鉄の再建に向かつて、われわれもいま一生懸命取り組んでおるところでございますが、国鉄の再建は、ただ単に経済上の再建だけではその目的を達成することができないのでございまして、国鉄に職を奉じておる従事員の一人一人が、やはり使命感を自覚いたしまして、職場の規律の厳正を保持しながら、その職に従事してまうといふことが、あわせて非常に重要なことであると考へております。そういう意味におきまして、国鉄当局もこういう事件に対しては厳正な態度で臨むことを期待いたしておりますし、また従事員の一人一人も使命感を自覚して職場の規律を守つていただきたい、こういうことを強く要望する次第でございます。

○石母田委員 暴力を排除して暴力が発生しないような職場をつくることは管理者の責任であるかといふのに対して、国鉄総裁はそうであるといふふうに答えたけれども、運輸大臣もそうであるかと考へるかどうか、そのことだけ答えてください。

○木村国務大臣 管理者の責任であり、従事員の責任でもございます。

○石母田委員 この問題について、青森機関区の中で、そうした就業ができないという、先ほどの総裁の報告の中でも、異常な状況にあることがわかると思ひます。安心して職場で働くことはできない。この問題で国鉄総裁が答えたように、暴力を排除するといふのは管理者の当然の責任である。それができないという状況のもとで、暴力による身の危険を感じた職員が、当局に通告して仕事をやめる、あるいはまた出勤を見合わせるというふうな人も出ております。こうした職員に対して、

で、当局はこれを不参扱いするといふことで賃金カットを通告する、あるいは昇給昇格にまで不利益な扱いをしようとしておるわけでありまして。これは全く不当なことだと私は思ふのです。暴力が職場に発生した場合、これを排除し、労働者が安心して働けるようにすることは管理者の責務である、といふことをいま総裁は答えた。それができない状況において、労働者が仕事ができる状態になるまで仕事をやめ、仕事につかないといふのは、労働者の当然の行動であり、そのことによつていかなる責めも負ふことはない、これは当然の権利だと思つております。こういう点で、どんな使用者にも、労働者を暴力の危険にさらしてまで無理やり仕事につかせるという権限もないと思ふ。禁止されておる。国鉄当局はこの青森機関区の場合、当時の状況が事実上就業不能であつたかどうかはさらに精査中、つまり詳しく調べている中で、確定的な決定になつていない、こういうことを回答されておるわけですね。もしそうならば、調査の結果、就業不能であつたとあなたが判断した場合に、こういういま通告している賃金カットとか不参扱いとか、あるいは昇給昇格における不利益な扱いといふことは取りやめる、しないといふことなのかどうか、この点をお答え願ひたいと思ひます。

○加賀谷説明員 職員の出勤、欠勤という扱いは、仕事のいわば一つの基本でございまして、ふだんから、こういう問題に限らず、厳正に現場管理者には処理しておるわけでございます。したがつてももちろん、管理者の承諾を得たかどうかといふことが基本だと思ひます。承諾なしに休むといふ場合は、これはもう不参扱いをせざるを得ないといふ原則だと思ひます。

この暴力問題に限つて申しますと、いろいろなケースがございまして、微妙な問題がございまして、管理者が、場合によつては自分の判断で、おまへはきよう早く帰れ、あるいはおまへは退避しろといふような指示をしてやらしたこともございします。ただ、再三再四出勤を求めたのに対して

出てこない——管理者は現場の状況を判断して、仕事に出てこいと言つておるわけでございますから、それでも出てこないといふような場合には、不参扱いにせざるを得ないといふことになると思ひます。ただ、ただいま申しましたように、いま現地にございましてはその他の闘争ともからんでいゝるような複雑な状況にあるといふことで、現地の管理当局がなほ一層これをチェックして公正に扱うように努力するといふふうに言つておりますので、現地の管理当局の扱いに任せておいて決して不公平な扱いにならぬといふように私どもは判断しております。

○石母田委員 国鉄総裁、あなたの方の回答しているのは梅田議員に対する国鉄当局の名前なんだから、あなたが責任を持たなければならぬのです。が、こゝは「事実上就業不能であつたかどうかは更に精査中であり、確定的な決定に至つていない。」いまの問題についてこういう回答をしておりますけれども、そうだとすれば、決定に至つていないのだから、調査の結果、就業不能であつたといふふうになつた場合でも、賃金カット、昇給昇格に響くような不参扱い、そういうものをするのかどうか。もしわからなかつた場合にはしないのか。あなたの答えなんですから、時間がありませんから長々と云々しないで、この点だけ明確に答えてください。

○藤井説明員 その状態がいかなる状態であつたかは、一応現場長の判断に任せておりますけれども、その結果はよく調べて、不参であつたといふ状態ならばカットはいたしません。

○石母田委員 私は運輸大臣にも、こういう職場に暴力等が発生して、そうして管理者の手によつて暴力が排除されないで労働者が就業できなかつた。特に管理者に連絡することができないといふ状況もできると思ひますが、そういう場合には、後からよく理由を聞く、そしてそれが客観的に妥当だといふように判断された場合には、こうした就労が不能だつたといふそのことのみを理由とした不利益な措置は一切とらない、こういうふう

理解していかどうか、この点について運輸大臣の答弁を願いたいと思います。

○木村国務大臣 国鉄の内部規律の問題でございまして、総裁が処理しておることを私は承認をいたしております。

○石母田委員 それでは最後に私は、この暴力問題がどうしてこういうように起るかという一つの原因の中に、やはり大企業などで、共産党や、あるいは自分の意に沿わない労働組合の幹部、活動家に対しては不当な差別をする。これは政府機関の中でも行われていることは、全建労の不当な差別の問題でも国会で追及したことがありますが、こういう中で、いわゆる基本的な人権というものがきわめてじゅうりんされているということでもあります。この労使関係というものは雇用関係で結ばれて、片方は労働を提供する、それに対して賃金を払う、こういう関係のものであって、いやしくも個人の生活を侵犯するような、思想あるいは政治信条といった自由も侵犯することは許されない。人事管理の問題をそこまで適用して、そうした人権を侵害することは許されないというふうな考えますけれども、この点については、労働大臣、そのとおりであるかどうかだけはつきり聞いてから……。

○長谷川国務大臣 そのとおりです。

○石母田委員 この中で、三菱製紙というところで作業標準書というものがあつた。これは現場の班長、組長、次席に渡しているものであります。『(四) 民衆の恐ろしさを話す (四) の目標は企業破壊—革命である—』というようにこの作業標準書という形で配って、リーダーシップを植えつける、こういうようなことが行なわれている。あるいはまた三菱電機の役員が、昨年の参議院選挙で企業ぐるみ選挙、こういうことで、私どもの調べによれば最高検察庁へ告発されております。あるいはまた、新日鉄の広畑、こういうところでも、企業ぐるみで、業務の命令でいろいろな特定の候補者、そうした者の選挙活動をやらせる。こういうために労働者は、自分の意思に反してそう

したものをやらなければならぬ。私は労働大臣に、こういう雇用契約の使用者の立場を利用して、業務の名によって特定の候補者の選挙支援の活動、そういうことをやらせることが許されるかどうか、この点についてお答え願いたいと思います。

○長谷川国務大臣 労働者は労働契約の本旨にのっとって労働すべき義務を負うものでありますから、お尋ねのように、選挙活動に関連する業務命令が出た場合においては、これが労働契約にもとるものと認められるときは、労働者は当然これに従う義務を負わなければならないこととなります。ただわずかに、たとえば私の方の自民党であります、自民党の職員は自民党に属するものですから、ときには選挙活動もやる、こういうことはあり得ます。

○石母田委員 自民党の職員のことまで聞いておられませんけれども、企業側に従事しているということ、昔と違ふのだ、身分的な従属なんというのはいないのですから、労使対等、平等で労働者は基本的な権利を持っている、こういう点で私は、きょう最初から質問いたしました中で、やはり大企業の横暴、こういうものに対して社会的な規制を加えていく、あるいはまた、そうした形で労働者の生活と権利を守っていく、こういう立場で今後とも政府も臨んでいただきたいということと同時に、私どももそのために奮闘することを誓つて、私の質問を終わりたいと思います。

○林(百)委員 関連して一問。

石母田委員の質問、ちよつとここでまとめておきたいと思ひます。

一つは、一たん採用通知を受けました者が、自宅待機または取り消しをされているということ、これは本人にとつても家族にとつても、これは全く深刻な問題でございませう。先ほど労働省ではまだこれを把握しておらないと言つたのですが、これは労働行政の上からも、非常に重大な問題だと思つたのです。家族や本人の身にとつてみましても、この資料を取つてないということは、労働行政上の一つの怠慢と言われても仕方がない問題であると思ひます。これは各大学、または私学振興財団

等に問い合わせてもわかるはずですが、学校でも把握しているわけですから、これを至急調査して理事会へ提出するように、委員長からも一応改めて言つていただきたいと思ひます。

○小山(長)委員長代理 この件は理事会で検討することにしております。

○林(百)委員 いいですね。

○小山(長)委員長代理 理事会で検討することにしております。

○林(百)委員 それから、職安局長がきょう欠席しているということは、非常に遺憾なことです。しかしこれもやむを得ません。労働関係の質問をするというのに職安局長が見えてないということは、はなはだ遺憾です。この再質問はこれは留保しておきますから、そのことを確認していただいで、私の関連の発言を終わります。

○小山(長)委員長代理 残余の持ち時間を保留して、これにて石母田君の質問は終了いたしました。

次に、多賀谷眞穂君。

○多賀谷委員 まず私は、独禁法改正問題について、主として、いま各界からいろいろ意見が出、なかなかすく省内外からいろいろ意見が出、しかも正式に意見を出されております法務省の法律見解並びに公取の主張、さらにそれをまとめられようとしております総務長官、そういう方々からお聞かせ願ひたい、こういうふうに思ひます。

まず第一に、株式会社最近の株式所有の状況を見ますと、昭和三十年個人所有が五三・四%、法人が四六・二%でありましたのが、四十八年には個人が三二・八%、法人が六六・九%、こういう異常な状態になつておるわけです。ちなみにアメリカの状態を見ても、一九七〇年ですが、法人は二八・二%個人は七一・八%でありまして、しかもアメリカの場合の法人というのは主として事業会社ではない。これは、個人の投資の代行機関の会社とか、あるいは企業年金であるとか、財団であるとか基金であるというのが主として株を持つている法人です。日本の法人の株式所有というものは世界でも特異な状態ではないか、

こういうように考えるわけでありませう。そこで、まず大蔵大臣にお聞かせ願ひたいのですが、なぜかように法人が約七割の株を所有するような状態になつたのか、その原因はどこにあるのか、これをお聞かせ願ひたい。

○大平国務大臣 御指摘のとおり、法人の持つてゐるシェアが年々ともに高まりを見せております。しかし個人所持の絶対額が減つてゐるわけじゃないんです。これは、その後の成長経済を支えた金融が法人によって主としてまかなわれたということでございます。つまり成長が非常に急激であつた、テンポが速かつたということで、個人の蓄積によつてまかない切れないう状況が一つあると思ひます。

それから、そういう状況の中で、わが国の資本市場が御案内のようにまだ未熟でございまして、十分成長金融を支えるだけのキャパシティを持つていなかったということも大きな原因であつたろうと考えるわけでございます。

その他わが国固有のいろいろな理由がございまして、しょうけれども、大まかに申しましてそういう感じがいたします。

○多賀谷委員 私が不思議に思ひますのは、まず会社の資産の運用のために株を持つていうことが考えられる。ところが、お互いのグループ別の株式の持ち合い状態を見ると、これは処分のできない株です。すなわち、処分を大量にするに困る、そういう運用のきかない株をずいぶん持つておる。ですから、結局、銀行は運用のきかない株をグループごとを持つておるわけです。ですから私は、この点においては、どうも資産運用のために銀行が株を持つておるとは考えられない、処分できないのですから。いわゆる安定工作という形で持つておるわけです。

その次に考えられるのは、投機のための考え方かといつても、なかなか予想できぬわけですが、ことに法人買いで非常に問題になつた商社の動き、これを見ると、系列化で持つて、むしろ株価を突き上げておるといふ動きをしておる。です

から、株価操作をやつて売買益金を取つておる、
こういう形が出ておる。そういう点を見ると、結
局は日本の株の動きというのは、系列化、要する
に企業集団化のための目的というのが非常に大き
なウエートを占めておる、こういうように考える
わけでありませう。

一体、この集団化グループの支配関係というも
のに対して、公取の方は、この前総合商社の報告
書を出されましたけれども、独禁法改正の公取試
案には肝心の企業集団について何らメスが入つて
ない。私はこの点は非常に遺憾に思ふわけです。
あれだけ膨大な資料を出して、たとえば三菱で言
いますと、三菱銀行の株は、明治生命、東京海上
火災、第一生命、これが上位三社。それから三菱
重工の株は三菱銀行、明治生命、東京海上が上位
三社。そして三菱全体で言いますと、あなたの方
がすでに発表されたように、四十九年の三月で
は、社長会メンバーで、企業上位の三社までの大
株主で同じグループであるものが八三%ですね。
三井が五六%、住友が八二%、芙蓉が五一%、第
一勧銀が六〇%、三和が五一%で、平均が六二%
という形になつておる。この異常な状態につい
て、何らかの公取試験というものはメスが入つ
ていないじゃないか、こういうふうに考えるので
すが、まず公取委員長からお聞かせ願ひたい。

○高橋(俊)政府委員 お説のように、確かに株式
の持ち合い状況については調査しております。メ
スが入つておらないという意味は、それをどうす
るかどうかということが何もないじゃないかとい
う意味じゃないかと私は推測するのですが、そこ
で企業集団というもののあり方を、昔の財閥同然
と見るわけにはいかない。これは、もう大分違つ
て、独禁法上直ちに企業集団そのものにメスを入
れるという方策は、いまのところはさうとは出
てこない。

そこで、総合商社あるいは銀行の持ち株制限、
総合商社を中心とする一般会社の持ち株について
総量規制をかけようという考えでございまして、

それがやはり現在持っている株式からすれば、総
合商社が一番多く放出しなければならぬことにな
るわけですね。一般の事業会社そのものは、持つて
いる割合に対してその放出量は比較的小さな割合でござ
います。銀行は五%超の分はあつても、これもそ
れほど大きくありませんが、とにかく五%という
ことに金融機関を抑えることによって、そういう
集団化の方向に対して一応の歯止めをかけたならど
うかという考えであります。だから、企業集団そ
のものを、言つてみれば独禁法の直接対象とする
というところまでは踏み切つておらないわけでご
ざいます。

○多賀谷委員 私は基本的には、結局、現在の株
式持ち合いという制度は、株式会社の精神に違反
しておると思ふのです。この株式の持ち合いとい
うのは、資金の充実にならないわけでしょう。資
本の維持にならないわけでしょう。株式会社とい
うのは、大衆から資本を吸収してできる会社でし
ょう。お互いの会社が持ち合いをしたら、全然資
金の充実はないでしょう。どうですか大蔵大臣。
○大平国務大臣 あなたの言われることも理解で
きますけれども、しかし実際は、各会社の安定株
主工作というふうなものも、一概に否定すること
はできない根拠を持つておるのではないかと私は
思ひます。

○多賀谷委員 答弁を率直にしてもらいたい。相
互持ち合いというのは、資金の増加にはならぬわ
けでしょう。Aという会社が五千万円増資をし
た、Bも五千万円増資をした、お互いに株を交換
した、金が一回動いただけでしょう。資本の充実
にならないんですよ、相互持ち合いというのは。
紙のやりとりで架空の増資になつておるわけ
です。これは見せかけなんです。それを一体、大蔵
大臣はどう思ふかと聞いておるのです。
○大平国務大臣 だから、ネットにそれだけの資
金の市場からの調達に直接寄与しないではない
か、というあなたの言われることは理解できま
す。しかし、会社の立場になつてみると、安定株
主としてそういう会社を抱えておる、そういう株

主を持つておるということも、会社の信用の上か
ら言つて一概に否定し去ることができない理由は
認めなければならぬのじゃないかということ
申し上げたわけですね。

○多賀谷委員 安定工作というのは、これは企業
のために必要でないのです。それは当該理事者
のためになつておるのです。大隅教授はこう言
つておられる。安定工作と言つて株の持ち合いを
しておるけれども、それは企業のためではなくて、
当該理事者の防衛のためである、と著書にはつき
り書いておる。ことに、株式会社に対してお互
いに株を持ち合うと、株主総会の権限は非常に低
下するのです。現実問題としてさうでしょう。で
すから、基本的に言つて、この持ち合い制度とい
うのは株式会社の精神に違反する。たとえば、三
菱重工の社長は個人はわずかしが株を持つてい
ない、三菱銀行の頭取もわずかしが株を持って
いない、しかし三菱グループの株を全部持った
会社の代表権を持つておる。さうすると、結局、
各社の社長が株主の意見を十分反映しない会社
運営ができるということになるんですよ。です
から、二つの面において、第一は、資本の充実に
いつても、この株式の持ち合いというのは本来株
式会社法の原理に反する。第二は、本来の株主の
保護になるのではなくて、当該理事者、要するに
社長会議が支配できる形になるわけです。それに
対してどう思ふかと聞いておるのです。

○大平国務大臣 多賀谷委員の御見解、きょう拝
聴いたしましたわけで、株式の保有問題というもの
について、私も深く検討いたしましたことはござい
まふけれども、きょうの御見解、示唆に富む御見
解として承つて、検討してみます。
○多賀谷委員 法務大臣、各国とも株式の持ち合
いについては規制を加えているのですが、御存じ
ですか。
○稲葉国務大臣 専門的な研究はしたことはあり
ませんが、各国の法令が株式の持ち合いにつ
いて禁止規定を持つているかどうかについて存じ
おりません。

○多賀谷委員 法務省がこの独禁法についてい
ろいろ見解を発表しておるけれども、肝心の基本に
ついて何ら意見を述べていない。非常に残念で
すよ。

そこで、私がちょっと紹介をしておきましょ
う。イタリア、フランス、西ドイツ、全部相互持
ち合いについて制限をしている。イタリアは民法
典です。「会社は株式の相互的引受によりその設
立又は資本増加をなすことは許されない。」他人を
介してもいけない、こう書いてある。それからフ
ランス商事会社法、これは一九六六年。これは前
の法律にもありました。互いに一〇%を超える保
有は許さないと規定しています。ですから、ある
会社が一五%を持つておれば、その会社は、株式
を持つておる会社の株は一切持つてない、あるいは
互いに九%ずつなら持つて、こういう規定です。
それから西ドイツ株式法に、一九六五年ですが、
相互参加企業を規制しておるわけです。これはフ
ランスよりも少し緩やかで四分の一の株式の
相互保有を禁止しています。それからECのヨー
ロッパ会社法草案にも、そのことが四十七条に出
ていて、「ヨーロッパ会社を一方の当事会社とする
相互参加はすべて禁止される。」そしてその中で一
〇%の保有を認めておるわけです。

こういうふうな相互保有ということ、本来架
空の資本充実にすぎません。あなたの方は、いま独禁法
をいろいろ論議しておるけれども、法務省の本
来の役目は果たしておらぬじゃないですか。一番
問題はここなんです。これについて公取も物を
言わない。法務省も物を言わぬでしょう。さうし
て自由競争を阻害しているのは企業集団だ、企業
集団だと言つていながら、企業集団というのは、一
体法制的にどこを規制すればいいというのかわか
らない。法務大臣、どうですか。
○稲葉国務大臣 多賀谷さん、私も物が物をしや
べつておりますのは、法務省に關係のある、こと
に商法等に關係のある、そういう問題。たとえ
ば、企業の一部譲渡であるとか、分割であるとか、
あるいは処罰規定の強化であるとか、それか

ら課徴金の問題だとか、そういういわゆる公取調案のうち、所管に関する事柄についていろいろ意見を求められておりますから、それに対して意見を申し上げている、こういうことでございます。

○多賀谷委員　私は、公取調案をせっかくつくるならば、ここにまずメスを入れるべきではなかったかと思うのです。田中総理はこのことに触れておられる。これは九月の十一日の全国証券大会において田中総理は、「法人の株式持ち合いが行き過ぎると、自由な競争が制限される恐れがあるばかりでなく、法人相互間の増資は実質を伴わない増資、つまり資本の空洞化に至る恐れがある」と、こういう重大な発言をなされておるわけです。でありますから、相互持ち合いというのは、まさに資本の空洞化なんですよ。そして結局、どこにねらいがあるか、いや安定化です。安定とは何かというと、グループ化である。そして企業集団を形成するわけです。ですから、この点をどうして問題にしないのか。これはちよつと副総理、総理大臣がいらいらつしやいませんかお答え願いたい。

○福田(勉)國務大臣　株式の持ち合いは、二つの企業がある、その一つが相手の企業に関心を持つてその株を持つ、また同時に、相手の企業もその企業に対して関心を持つ、そういう事態において発生する現象だ、こういうふうに見るわけであります。ですから、自然に素直にそういう形が出てくる、これは私はあえて否定すべきものじゃないと思うのです。しかし、そういう自然にできない上がつた持ち合いの形というものがどういう弊害を醸し出すか、その弊害が非常に許しがたいものであるというようにことでありますれば、私は、これは一つの問題だろう、こういうふうに思いますが、その行き過ぎがどういう問題を提起するのかわらうかどうか、その辺が問題だろう、こういうふうに思うのです。ですから、御提起のあった問題につきましては、私は、株式の持ち合い、そのものが、企業のあり方としてその問題がある、というふうには考えないのです。ただその結果、一体どういう問題が起こっているか、よく現実の

ケースケースを見て判断しなければならぬ問題である、そういうふうに見ております。

○多賀谷委員 いま独禁法改正で企業集団の支配力の強化を規制する、この問題のかなめは株式の持ち合いの規制なのです。ですから、各国とも全部法典を設けて、基本的にそれを原則として禁止しているのです。あるいは規制しているのです。今日あらわれた現象だけを大騒ぎしておるけれども、この相互参加の問題に手を触れないで解決できませんよ。そうしてあなた、そうおっしゃるけれども、架空の資本でしょう。架空の資本、見せかけの資本、これは株式会社法の精神に違反するのです。さらにまた、これは理事者の都合のいいようにお互いに運営できる。ですから、社長会が牛耳ることになる。しかも日本の法制にはその精神がないかという精神がある。自己会社の株を持つてはならぬというのがやはり同じ精神なんです。よ、これを発展させれば、これはどうか、法務大臣。

○稻葉國務大臣 これは、私が分割問題について所見を述べた際に、株式会社の基本の原理は、主権がどこにあるかといえば株主にある、だから、株主総会の議も経ないで、審決だけで分割をやったり一部譲渡をやったりすることは、商法の改正を伴わなければいかぬじゃないか。その商法の改正を伴う場合に、株主総会の議を経ないでもよろしいという規定を設けることは、株式会社の本来の原理、株主総会の議決が最高の意思になるという原理とどうなるのであろうかという疑問を出したのでありますから、その株式会社の主権の所在が、株式の持ち合いによって正しく運行されてないというあなたの御議論には、傾聴すべき点が非常に多いというふうにいま感じております。

○多賀谷委員 現状の株主総会の七割を占めているのは会社ですからね。グループ会社です。よ。だから私が言っておるわけです。あなたは個人の株主と言うけれども、個人の株主は三割しかない。都合のいいところだけ引用したらいいかないですよ。基本がはっきりしなければいけない。

そこで、この企業集団というのは、企業集団がだんだん取引が企業集団外に及ぶ、そのときは企業集団内の企業と集団外の企業とを差別している。それがまた支配力に通ずるわけです。企業集団だけの取引なら、問題はいろいろあるが、他には影響はないかもしれないけれども、しかし事は企業集団外の取引に及ぶ。そうすると企業集団内の企業は非常に優位に立つ。ここに公取がいろいろ分割その他を言っておるゆえんがあるわけですね。これは政府として、今度の独禁法の改正問題をめぐって、要するに株式の相互持ち合いの点について見解を出してもらいたい。日本だけでですよ、こんな七〇%も企業が持つて、しかもほとんどが持ち合いでしょう。一体これについてどういうように考えるか。

○稻葉國務大臣　独禁法の改正はぜひやらなければならぬ、急がなければいかぬのです。そこで、公取委員会がああいう試案を出しになったので、これは、なるべくその試案の趣旨に沿うて独禁法改正案を早く国会に出したいのです。出について、いま多賀谷先生のおっしゃった根本の問題に触れる問題はごもっとも、私も傾聴すべき点が多々あるのです。しかし、株式会社法全体の改正をいまここでやるというようなことをやっておって独禁法の改正に本当に間に合うかどうか、そういう点も顧慮しておりますものですから、そして株式会社法の原理のことは、あなたのおっしゃるとおりなんですから、私も同感なんですから、それが分割とどうなるのかということの見解を申し上げて——それは、足を引っ張るようなことを言っているんじゃないのです、本当は。なるべく早く、政府与党、それから与野党とも見解をまとめて、いい改正をやつてみたい、国民の要望に応じたい、こういうことでやっておるのでございまして、いまおっしゃったようなことについては、きわめて傾聴すべき御意見である、こういうことを申し上げているのです。

○多賀谷委員　ですから、政府のものの考え方ははっきりさしてもらいたい。この予算委員会の間

に、ひとつ一番基本になる株式相互持ち合いの問題について政府の見解を示してもらいたい。

○稻葉國務大臣 問題は、公取委員会の試案というものが出ておって、これをめぐってやっておるのでございまして、公取委員会の試案には、株式の持ち合いの禁止とかいうこの案は出ておらないものですからね。それから、あなたがそうやって提起されるなら、私のような株式会社法の専門家でもない者に、政府の見解をおまえままとめると言っても無理だから、これは総理大臣に聞いてください。

○多賀谷委員 では、質問を保留して、この問題は経済全体に及ぶ問題ですから、総理から答弁を求めたい、かように思います。留保いたします。

続いて、株式保有制限の問題に関連してお聞かせ願いたいわけですけれども、アメリカでは、商業銀行、すなわち都市銀行、地方銀行ですね。銀行は原則として事業会社の株を持つてはならぬと、いうようになっておるわけです。きのうの新聞に、三菱銀行が全額投資をしておる加州銀行、まあ向こうから言いますと、加州銀行の全株を持つておる親会社である三菱銀行が現地の山一証券インターナショナルに全額出資している山一の株を八割持つておる。それはアメリカの銀行持株会社法に抵触する。すなわちアメリカでは商業銀行は株を持つことはできない。しかし、商業銀行のほかに銀行持株会社というのをつくって、それは五割持つことができることになっている。この制度に日本の銀行がひっつかかっている。そしてアメリカの方から勧告を受けているということなんです。が、一体、銀行業務というのは、株を持たなければならぬわけですか。これは全部禁止してもいいんじゃないですか、どうですか。

○高橋（俊）政府委員 ただいまの問題は、アメリカでそういう態度をとっておる。これは御承知かも知れませんが、アメリカの場合には、銀行業務と証券業務とはつきりと区別すべきで、銀行業務と証券業務を兼ねることは許さぬ。つまり、銀行が証券業務を兼ねることは許さぬし、したがってまた、証券会社の株を支配する

ることによって同じような効果を上げることは出来ない。これはアメリカ型なんです。それは一つの理論で、大体その方向が日本でも取り入れられ、証券会社と金融業は兼業を許されていないというのが現状でございます。

そういう観点から申しまして、アメリカが今出しましたあの問題は、大変デリケートな問題で、現地法人、現地の法人同士の問題——完全な子会社なんです。それに対して、日本の本店である三菱銀行に対して、五%を超えるものは処分せよという厳しいあれを出した。FRBでございまして、ですから銀行のサイドからそういう措置がとられた。私は域外適用についてはいろいろ問題があると思うのです。これは域外適用になります。

受け入れればいいのですけれども——法律的に、アメリカにおける子会社同士の関係において、それを日本の本店に及ぼすというのは、通常われわれは域外適用と呼んでおるわけですが、しかし、それに応ずれば非常に円滑にいけますが、応じない場合にトラブルが起こるという問題があると思ひます。いずれにしてもアメリカのやり方はそうである。ところがヨーロッパには、しばしば証券業と金融業の兼業を許している国があるのです。ですから、どちらをとるかということなんです。

が、私もやはり、日本においても、そういう証券と金融の分離を貫くのがいいのではないかと。また、株式一般を金融業が一切持つてはならぬというの、いささか厳し過ぎるから一〇%を五%程度に、またもとの振り出しです、ね、二十二年当時に戻すという考えを持って出しておるわけでございます。

○多賀谷委員 イタリアも銀行の民間産業の株式保有を禁止しています。そこで、このいまの三菱銀行の問題の扱いはどうされるのですか。監督官庁である大蔵省ですか。結局、日本の山一の三菱銀行が持つておる株を五%に下げると言うのでしよう。ですから問題は、アメリカでなくて国内の問題になっておるのです。

○大平國務大臣 私、その問題を真実にしていま

まで聞いたことはなかったわけでありまして。いま伺いましたので、至急調べてみます。

○小山(長)委員長代理 多賀谷眞穂君、次に進められませんか。(発言する者あり) 多賀谷眞穂君、続けてください。(発言する者あり) ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕

〔小山(長)委員長代理退席、委員長着席〕

○荒松委員長 速記を始めて。

多賀谷眞穂君に申し上げまして。

まことに銀行局長がおくれて参りまして申しわけありません。参りましたから、ひとつ審議を継続願ひます。

○高橋(俊)政府委員 アメリカに銀行持ち株会社法というのがございまして、それによりまして、いろいろな規制が行われているわけでございます。それで日本の場合、三菱銀行の現地法人がアメリカに出ました場合に、親の三菱銀行がアメリカの銀行持ち株会社法の持ち株会社というふうになされるわけでございます。一方現地に山一法人の現地法人が出ました。山一法人の親会社は山一でございます。

おりました、これがアメリカの銀行持ち株会社法によりまして、五%以上他業の物を持つてはいけません。というところになっておりますので、FRBから三菱銀行に対して、この八%の株を五%以下に減らしなさいという勧告を受けたわけでございます。それで、これは本来は二年以内ということでございます。一年たつておりますので、あと一年ということ、一年以内に減らしなさいという勧告を受けたわけでございます。銀行としては、五%以下に持つていこうということでは努力することになると思ひますし、私の方もそうさせるということを考えておる次第でございます。

○荒松委員長 銀行局長、あなたがいないために十五分間審議が中断したのです。これは大変なことですから、後注意していただかないと……この審議が十五分間も中断するということは非常に迷

惑千萬なことですから、どうぞ御注意お願いいたします。

○高橋(俊)政府委員 申しわけありません。

○多賀谷委員 日本の銀行はかなり海外の会社を持ち株を持つておる。私は、ただ三菱銀行と山一だけの関係でなくて、かなり多くのひつつかかるケスがあるのじゃないか、こういうふうな心配をするわけなんです。それで実際勧告を受ける前に早く処置をする必要がある。ですから、少なくとも大蔵省は、日本の銀行が持つておる会社の持ち株というものを調査をして、もし違反するような事態があるならば、速やかにみずから株の処分をする、このことが必要ではないかと思ひますが、大蔵大臣どうですか。

○大平國務大臣 調査の上、善処いたします。

○多賀谷委員 公取は、金融機関の持ち株はなぜ総量規制をやらなかったのですか。ほかの事業会社については総量規制をやっておるのです。ところが金融機関については、持ち株について総量規制をやらなかったのはどういう理由であるか、これをお聞かせ願ひたい。

○高橋(俊)政府委員 総量規制の場合には、その中身としては、たとえば一〇%所有することも可能なわけでございます。現にそういう事例があります。今後、規制の対象となる場合にも、一〇%でも五〇%でも部分的にはいい、全体としての規制をするというところでございますが、いまの私どもの考え方はそうでございますが、金融機関につきましては、従来から個別に一〇%以内、最初は一五%だったのが一〇%になった、緩められた、それをさらにいまの段階で総量規制をするというよりは、金融機関の中にも銀行もあれば保険会社もある、信託もある、いろいろございまして、それらについて総量規制をすることは、これは大変むずかしいでございます。そうしますと、たとえば保険会社の場合に、総量ということでは、株式と資産総額で見ると、保険会社の場合は、株式と資産総額で見ると、生命保険に多いのです。そうしますと、基準となるべきものは総資産になる。総運

用資産のうちのどれだけを規制するかということになりますと、現実に恐らく保険会社の場合は、私、最近の数字をびたりと覚えておりませんが、総運用資産の中の二〇%というふうな事例もあるわけなんです。これを超えている場合もあるでしょう。そうしますと、総量とすると非常にやりにくい。やりにくいというか、規制が非常に甘くなる方に行つてしまふわけですね。そういう点からいくと、個別規制の方が金融機関の場合には、その支配力を抑えるという意味では——これは五%が甘ければ、もっと辛くてもいいのでしようが、と

りあえず、私もいま五%にして、一つの会社に対する支配力をそれだけ弱めた方がいいんじゃないか、こういう考えです。

○多賀谷委員 私が質問した趣旨は、総量規制も加えるべきではないか、こういう意味なんです。個別規制だけでなく総量規制もやはり加えるべきではないか、こういう意味で質問しているわけなんです。

○高橋(俊)政府委員 いま申しましたように、総量規制を加えますと、すべての金融機関に共通した基準を立てることは、ほとんど不可能と言つてもいいくらいむずかしい。非常なアンバランスを生ずる。いまでも生命保険会社なんかについては、個別規制についても例外を認めてくれというのがあります。総運用資産の中に占める株式の割合が金融機関によつて著しく違ふのです。そういう現実に對してどうするかということ、やはり個別規制にするのがいいのだらう、こういうふうにしたわけでございます。

○多賀谷委員 続いて、株式を放出しますね、規制対象の会社が制限を超えて所有している株式を処分する、こうした場合における証券界、経済界に対する混乱はないかどうか、それをどういふふうに考えられておるか。猶予期間がございまして、それをお聞かせ願ひたい。

○高橋(俊)政府委員 その試案の骨子では、とりあえずは五年の経過期間と言つておりますが、負担の重い、処分額の多いものについては、さらに

もつとその経過期間は緩めてもいい、とりあえず

現状よりは絶対に悪くならないようにしておきながら、漸次その機会を見て放出させる。というのは、いまの日本の株式市場は、御承知のとおり非常に浮動株が減っており、そういうことで、一たん金融の情勢が変わったりしますと急騰するということがあるわけです。そういう場合には、むしろこれを冷やす意味においても適当ではないか。いまの株価が高いとか低いとかいうことは私は言いませんけれども、しかし利回りから見ればどうにもならないほど低くなっているものがございます。そのくらい株価の上にはそういうものが出てくるわけです。これが仮に五千円でも六千円でもなっていくときには、余りにも投機的になり過ぎやせぬかということを考えますので、そういう機会をとらえてなるべく放出させる。その具体的な方法についてはもっと煮詰めなければなりません。しかし私どもの考えは、証券市場に要らざる混乱は絶対来さないようにする、そういう考えでございます。

○多賀谷委員 処分の対象になる株数はどのくらいと考へられておるか。それを混乱のないようにするには、いま、かなり弾力的な運用の話がありました。どうされるつもりであるか、それをお聞かせ願いたい。

○高橋(俊)政府委員 お答えいたします。

このいまの私どもの方の基準で、つまり大会社とするものは、これは資本金百億円とか、それから総資産が二千億円というふうなことを基準にしており、それが、それに係ります会社のうちで、その対象となるものの株式保有額と処分額は、総合商社の場合には最も多くて、これは時点は四十九年五月末までに決算期が到来したものというようになっておりますが、簿価で六千四百三十六億円。一般その他の事業会社は、会社の数は三十八社、処分を要する額は簿価で二千六百九十億円。金融機関についてはまだ確定的な数字はありませんが、処分額は三千数百億円。保有額に比べれば金融機関の場合ははるかに小さいということでございます。

います。

○多賀谷委員 私はこれは、経済界の混乱は処分をしても起こらないと思うのです。なぜか。率直に言うと、それは企業がグループ別にたらい回しをするだろうと思う。先ほどから私がいろいろ質問をしておいた基本問題に返るわけですが、結局、規制の対象になるところは全部、グループ別にこれこそ安定工作でみんなたらい回しをしていく。一般市場に出しません。そこでいよいよ企業グループの集団が強固になる。現実にはこの規制が余り役に立たない。ですから私は、個別会社をとらえるよりも、企業集団として何らかとらえる方法はないか、こう言っているのです。あなたは非常に心配されて、また証券界も非常に心配しているけれども、現実にはそういうふうにならぬ。現実には、この規制にかかる株は全部グループ別に持ち合いが行われる、そういうふうにお考えにならないのですか。どうですか、公取委員長。

○高橋(俊)政府委員 お話のようなことにならないという保証はないのですが、どこに放出ということを示すかどうかが、そこまで立ち入るのはいいかどうかという問題があります。これは私どもの見解じゃないのですが、証券界の問題として、証券行政の問題ともからんで、三〇%程度にすぎない個人株主の株式をもっとふやしたらどうかというふうな意見もありまして、その方の手を打ちますれば、また法人の株主を何%でもいいから減らしていくという方向をとれば、それと一緒にいけば、いまのような御心配はないんじゃないかと思ひます。ただ、それを私の方でやるというか、証券行政の立場からもう少し、いわゆる大衆株、本当の意味の持ち合いでない株——法人同士の持ち合いは、確かに、いろいろおっしゃいましたように、資本充実の原則もないわけですね。資本調達になつてない。そういう点から言つて、一般株主をもっとふやすという方向がとられますれば、その限りにおいて——放出株は全体の株から言うとなん%なんです。十何%になるような数字じゃありません。大体六%程度じゃないかと思うの

です。ですから、その程度は個人株主がふえていった方が望ましいという見解をもしとれば、そういうことを証券界、大蔵省証券局が一緒になつて推進していただく。そういうことが伴いますれば、御説のような心配はないと思ひます。それ以上のことはいまちょっと申し上げられません。

○多賀谷委員 大蔵大臣、そういう指導ができませんか。いま公取委員長が言われたような指導が。私は結局、九俣の功を一簣に欠くような状態になるんじゃないかと思う。持ち株あるいは株式保有制限をして処分をさしても、それは結局グループ別の会社の持ち株のところへ平均化していくんじゃないか。要するに、残念ながら支配力が緩和するということにはいかない、かように思うのです。どうですか。

○大平国務大臣 独占禁止法の改正問題につきまして、政府はまだ案を持っていないわけでございますし、これについて、私どもも意見述べた立場にないわけでございます。ただ公取委員会としては、一つの試案なるものを天下に問うておるようでございます。それについて御議論が展開されておるようでございます。したがって、政府の見解を改正問題にからんで何か言えというようなことにはなりません、これは御免こうむらざるを得ないと思ひます。

証券市場の現実の状況が、いま問われておるような状態においてどうなるかという展望につきましても、お尋ねでございますけれども、私どもも言えることは、どういう措置がとられる場合におきましても、証券市場に大きい混乱がないようにやりたいということ以上に、いま申し上げることは道当でないと思ひます。

○多賀谷委員 どうも、私の質問を聞いておったのかどうか、公取の委員長がおっしゃっておるのを聞かれておったのかどうかかわりませんけれども、時間がありませんからこれ以上言いませんが、要するに私は混乱がないと見ているのです。それは残念ながらグループの持ち合い株について変化をしていくだろうというふうに考える。

そうすると、独占法を改正する趣旨が貫徹されないという危険性がある、こういうことを言わんとしておるわけですね。

続いて次の質問に入りますが、まず公取試案について、法務省から物言いのついた分割問題、これをお聞かせ願いたいと思ひます。

そこで、公取委員長に伺いますが、試案に企業分割ということが二カ所出てくるわけです。この企業分割の問題で、構造的な問題と行為のところの企業分割というのが出てくるわけですから、それは別といたしまして、企業分割を営業譲渡と別個に加へられた理由、それをお聞かせ願いたい。

○高橋(俊)政府委員 企業分割として総括しておりますが、その中に、つまり会社分割という方法と一部譲渡というふうな譲渡、それを加へた理由というのですが、現在、会社分割という制度は商法上にありませんけれども、営業譲渡というものは、一部の譲渡でありまして規定はある。しかし、その規定どおりに運用するということは、私どもはちょっと無理だろうと思ひます。とにかく独禁法に、とりあえず、どちらの方でもいいのですけれども、会社分割の方を設ければ、これは大変すっきりといきます。その点では、むしろ分割を、いままじというのじゃありませんけれども、やめた場合に、会社分割の方がすっきりいくんじやないかという考えは持っておりますが、一部譲渡という方法でも似たような目的を達することができ。しかし、それには、よいことを申し上げますが、商法の規定と矛盾する部分について、商法に対して、たとえば特別決議を命令による分については必要としない旨を書いていたかなければならぬというふうな考えでございますが、いづれの方法によりましてでもできるようにいう意味で、両方を挿入したわけでございます。

○多賀谷委員 企業分割と営業譲渡というのは、本来ちよつと趣旨が違うんじゃないですか。性格が違うんじゃない。

○高橋(俊)政府委員 完全に同じであるかどうか

と言われますと、それは多少違います。多少違いますが、その目的に沿ったことにおいてはほぼ似たものになる。ただし、会社分割の規定があった方が、むしろ命令を受ける方が便利ではないかと考えているくらいです。

○多賀谷委員 いま分割の話を知っているのが、公取が分割を見送ったとか断念したとかいうことがいろいろ記事に載っているわけですが、そういう事実はないわけですか。

○高橋(俊)政府委員 そういう事実はありません。

○多賀谷委員 この公の席で、事実はないとおっしゃいますから、それを前提に質問していきいたい、こういうふうに思います。

営業譲渡という場合、あるいはまた会社をつくって現物出資をする場合、これは必ずしも独禁法の精神にそぐわないんじゃないか。現実には分割が行われる、それには、会社を設立して営業譲渡をする場合、あるいは現物出資をする場合、いろいろある。営業譲渡をする場合はもとの会社に金が入ってくる。もとの会社は有利になる。それから現物出資をする場合には、もとの被分割会社には金が入ってくる。会社をつくって現物出資をする、この場合には株は全部いわば被分割会社に入ってくる。そうすると被分割会社は経済力が弱まらないで済む。むしろ新しくできた会社の株を持つわけですから、新会社はもとの会社の支配関係に入る。そうすると、いま現実に行われている分割制度——事実行われているが、それは独禁法の精神とはいささか違うのじゃないか。そこに私は、法律上分割という規定がどうしても必要だ、こういうふうに考えるのですが、どうですか。

○高橋(俊)政府委員 確かに随意に行われている場合には、そのもとの会社がその分割された会社、独立していった会社の株をそのまま保有している場合があります。これは何にもならないのです。これは分割ではございません。ですから企業分割という場合には、当然その場合の、つまり、もとの会社の方が保有している、外へ出ていった

分かれた会社の株式を、一定期間内に全部処分しなければならぬ、こういう規定を設けなければなりません。

○多賀谷委員 そうするとわかりましたが、その営業譲渡の場合でも、あるいは現物出資の場合でも、公取委員長の言われるのは、被分割会社は新会社の株については一定期間内に処分をする、こういうことが前提であると考えてよろしいですね。

○高橋(俊)政府委員 そのとおりであります。私はその一定期間と言いつても、ほとんどもう即時に近い立場でなければ本当ではないんだと思いますが、ただしそれはまだ詰めておりませんから、どの程度にするかということとは申しませんが、いまの御質問のとおりでございます。

○多賀谷委員 アメリカで現実に、営業譲渡のいわば独禁法的な考え方でやられているように、その被分割会社の株主に新株を案分比例をするか、しからずんば証券を保有する会社が一時預かって適当な時期に処分をするか、こういう何らかの処置をつけ加えないと、いまの現行法の商法の規定をそのままに置いておいたんでは意味がない、こういうふうに言わざるを得ないわけですか。

そこで私は、分割規定がいまの独禁法でも規定できるんじゃないか、商法なんかの改正を求めなくてもできるんじゃないか、こういうふうに思うのですが、法務省はそれに対して異議を申し立てられますから、まず法務大臣の見解を求めたい。

○稲葉國務大臣 さっきの、事実上営業譲渡による子会社を設立するというやり方は、集中排除精神に違反するのじゃないかという多賀谷さんのお説のとおりで、だから公取委員長も、ずっと割る分割を考へるんだと。その場合にはしかし、いまの商法には制度として存在しない新たな規定を設けなければならぬから、その規定を設けるに当たっては、合理的な、妥当な解決策をいろいろ債権の問題とか、それから従業員の問題とかいろいろあるから検討を要する。検討をしてみたいというところは、そんなに簡単に短期間にはできないから、それをやっていると法案提出の時期に

間に合うかどうか。そうすると、内閣の方針として総理大臣が、しばしば独禁法の改正は今国会に出すと言っているのが、公約違反になるようなことになってはいけないうんじゃないかということだけ言っているのではありませんか、異議を唱えているのか、何か公取と対決しているのか、そんなふうには考えないでほしいと思っております。

○多賀谷委員 意図はわかりましたけれども、独禁法の改正で主たるところだけ改正すればいいでしょう、何も商法をわざわざ改正しなくても。そうしよう。商法の場合は、自主的に営業譲渡であるとかいろいろのことをやろうとする。そうすると、それは対株主の権限を制約しやしないかというので、特別決議というものが出てくるわけですね。それは理事者と株主との関係なんですよ。要するにそれは会社側の自治の問題なんですよ。ところが独禁法というのは、公的色彩の法律でしょう。いわば社会法です。民法に対する労働法と同じです。ですから、商法があっても独禁法の方で、この審決命令によって分割する場合はかくかくしかじかと書けばいいわけですか。何も法務省が業務を侵されたような顔をして文句を言うことはないのです。

○稲葉國務大臣 それはそれのとおりなんです。それから独禁法でやってくださるべきいいのです。問題は、その審決だけで分割せよという場合に、株式会社は役員がそれを提案するだけになっちゃうのです。株主の総会で、株主総会がだめだと言つても、株主総会の議決を経ること必要なく、独禁法にそういう分割の規定を設けるといふことは、株式会社本来の原理にどうも抵触してくるのじゃないか。株主の主権を侵すという点で、株式会社の本来の基本原則に抵触してくるのじゃないかという疑問を持つということを申し上げておるわけですね。

○多賀谷委員 それは、理事者と株主との関係を律している商法と独禁法は、若干次元が違いますが、ですから私は、独禁法による審決の命令の内容というものは——審決するまでには、八

幡、富士の合併の問題だって御存じのとおり。分割というような問題は、案を出したり何回か折衝があるわけでしょう、現実問題としては。それは公取がばつぱりと集まってほんとに決めるのじゃないのです。やはりいろいろな案を出し合せて、それが世論にさらされながら結局決まってくるのです。審決命令というのは、ですから私はそんな心配することないと思うんです。それは従業員の計画だとかなんとも皆出すわけですから。そうしなければできませんよ、審決の決定なんというものは。ですから私は、そういう心配は要らないんじゃないか。どうもあなたの方は、分割と言ふとびくびくして、逃げよう逃げようとしておるのです。が、そこに問題があるのじゃないか、むしろ基本的な問題があるのじゃないか、こういうふうに思う。

日本の優秀な官僚はすぐつきますよ。日本の優秀な官僚は、法律をつくれと言つたら何でもつくろふのだ。これは、そんなことないんですよ。この法律の次元が違ふ場合には幾らでもつくろひ切る。分割規定のように、フランスには分割規定があるが、日本でも、合併と分割はうらはらだからという新しい問題として、分割規定も置けという動きはあったんですよ。これは新しい問題として。しかし、いまこの行われておる独禁法上の分割の意見は、いまの潮どきにやらないと、逃げたら百年河清を待つようなものです。それは次に研究するなんて言つても、研究しつこないのです。いまの体制から言えば、現実には日本でも法律があつたわけでしょう。御存じのように、企業再建整備法の中に、「特別経理株式会社は、決定整備計画に定める事項については、法令の規定又は定款の規定にかかわらず、株主総会又は社債権者集会の決議を経ることを要しない。」という規定があつたのです。ですから、公的な立場から、公共の福祉の立場から決めることについて、普通の市民法的な商法の考え方を排除してもいいのじゃないか、こう思うのです。できるでしょう、立法技術としては不可能ではないでしょう、こう言つてい

るのですが、どうですか。

○稲葉國務大臣 日本國憲法第三章の読み方になるわけですが、私は、現行の日本國憲法の範圍内におきまして、公共の福祉という立場から私権の制限はなし得るものだ、こう思いますので、獨禁法というような社会立法をもって株式会社の例外規定を設けるということはいいいですけれども、あまりに基本原則まで触れるということは疑問が残るということだけを申し上げておきますので、いかにも分割にびくびくして、しり込みして、後ろ向いて、一生懸命にこれはやらせまいとしているようにあなたはおとりになっているけれども、そんな根拠はないですよ。そんなことじゃない。そんな根拠は持っていないせんわ。ただ、公共の福祉と私権の擁護ということの兼ね合いはきわめてむずかしい問題であって、そういう点において慎重な態度をとっているというふうに御理解願いたいと思うのです。詳細は民事局長に答弁させていただきます。

それから、先ほどの持ち株の禁止規定を商法に設けたらどうかという意味の御質問でしたが、これは獨禁法にはございませぬ。したがって、これもあるのですから。十條、十一條というように規定を見ますと、制限の規定はございませぬ。現行の制限についてもございませぬ。ただ商法の規定に、相互株式持ち合いを禁止する、制限する規定を、外國の立法例のように設けるという点が問題であつたのですから、それは研究を要する傾聴すべき御議論でありますから承っておりますと、こう申し上げたのです。詳細は民事局長に答弁させていただきます。

○多賀谷委員 疑問があるということで、私は、獨禁法で分割問題を規定することは憲法違反だといふような問題は起こらない、こういうふうにお考えであると解釈をしてもよろしいですか。

○稲葉國務大臣 これは先ほど答弁したとおり、現行憲法の規定においても、公共の福祉によつて私権の制限はなし得るものである、ただ、その兼ね合いは非常にむずかしいから慎重を要すると

……。

○多賀谷委員 そうすると、公取委員長が試案を出された時点において、公取委員長は、これは獨禁法改正単独で企業分割はできると、こういうような気持ちで出されたかと解釈してよろしいですか。

○高橋(後)政府委員 その時点において、私も、できればそれは商法改正がまずあつて、会社分割という制度が創設されて、その例外規定を獨禁法に規定する。どうせこれは例外をつくらなければ、そのいかなる命令も動かないです。ですから、その点については、いざとなれば獨禁法でやるのじゃないかということについて、法律学者等の意見を聞きました。法務省は、それは素直に、いかに、こうおっしゃっておりますが、法律学者の御意見としては、獨禁法で片づけることも不可能じゃないという意見がありましたので、私も、いざとなればそういう方がいんじやないか、という含みを持ってやってきましたわけでございます。

○多賀谷委員 公取委員長はもう少し、こういう大きな問題に取り組み場合には、毅然としてやらなければ困るですよ、解釈を。それは、できればというように、これは獨禁法改正試案として出しておられるのですから、獨禁法改正でできる、こういう信念を持ってもらわないと、われわれは何を對象に議論をしているのかわからぬような気持ちもする。私は率直に言いますと、商法をまたずして獨禁法で可能である。そして株主總會の特例決議というの、従来、再建整備法等において例があるから、獨禁法の場合の分割命令については、これは適用しない、こういうことでできるんではないか、こういうふうに思ふわけですが、これをもう一回お聞かせ願ひたい。

○高橋(後)政府委員 会社分割の規定を商法に設けましても、實際のその肝心の部分、細かい手続の部分に残しまして、その他の部分については獨禁法の特例というものを発動しなければならぬの

で、その規定の方がほとんど重きをなすということとでありますから、獨禁法で創設し、そういうものの制度をつくることも、私はむしろ、そっちが先になつてもおかしくないのじゃないかというふうな感じを持っております。しかしそれは、法務省の立場から言つて非常に困るとおっしゃられておられることもありますが、私も、その辺に円滑を欠くようなことのないようにしたいとかねがね努めてきた、しかし、なかなかそうはいかない、それならば獨禁法自体にそういう規定を盛ることにはやむを得ないじゃないかというふうな感じを持っております。

○多賀谷委員 われわれは、獨禁法の中で、特例でまず先行すべきであるというように考えておるわけですが、問題点がいろいろありますから、次に問題点をお聞かせ願ひたいと思ひますが、例の原状回復命令であります。それから原価公表であります。もう時間もありませんからあまり申し上げませんが、何か、原価公表とあるいは原状回復命令というのは、物価政策であつて、獨禁法にはなじまない、こういう議論が出ておるわけです。これは學者の中にもあります。しかし、御存じのように、外國の法令、ことにイギリスとか西ドイツの法令は、現実に値下げを何度か勧告をしておるわけですが、具体的に、個別的に、でありますから私は、日本だけそれはなじまないんだということとは言えない、こういうふうに思ふわけです。ただやはり、直接ストリートに物価を幾らに決めたらしいといふようなことは、これは公取の権限を少し逸脱しておるのじゃないかと、こういう感じもするわけです。

そこで公取は、原価公表のところには、御存じのように価格を幾らにしろと言つてないのですよ。条件を入れて公表しなさいと、こう言つておるわけですが、かくかくしかじかの場合には公表しなさい。ですから、イギリスや西ドイツ方式のように、そのままストリートに何十%下げると、こういう命令を出してない。これはやはり公取が、公

取の地位というものの、権限というものを踏まえてやつておるんじゃないか、こういうふうに思ふわけですが。

それから原状回復命令も、まあ結局そういうことですが、ただ一つ「斟酌することができ」といふ、この点は私はむしろ、原状回復命令を出して、会社が都合によつて六カ月以内に値を上げようと思ふならば公表せよという方法が妥当と思ひます。ですから公取の問題としては、幾らがいいですよといふしんじやなく、もとへ返せ、そうして六カ月以内に上げようと思ふものは原価を公表しなさい、こういう公表主義に一貫したらいと思ふのです。そうすると物価には全然介入しない、かように考えるわけです。そうすると、いまの非難の大部分も——もっとも非難の大部分というのは、そもそも原価を教えることは企業機密だといふ議論から出発しておるのですから、解消するわけにもいきませんが、形式的な非難は、私はこれで解消されるのじゃないか、こういうふうに考えるのですが、原価公表について、一番問題にされておるのは通産省と公取、両方とも見解をお願いしたい。(すなわち、通産省)○河本國務大臣 いま、御案内のように、政府部内ではいろいろ改正の作業を進めておる途中でございまして、私がいまここで具体的な意見を申し上げるのは適当でないと思ひますので、差し控えさせていただきます。

○高橋(後)政府委員 原価公表について申し上げますれば、それについて非常に批判があるということを知承知しております。ただし、原価といふものは、最高の企業機密だと言ふ人がいますけれども、私は、それは言えない、こう考えております。つまり、原価を公表するしないといふものは、いずれもこれは時間の問題でしようが、ディスクロージャー方式がどんどん進んでおるから、原価公表がそれほど——原価が企業機密である、原価を出したらどうしても競争にならないんだ、競争条件上非常に不利だ、こういうことを言つておられますけれども、それは考えないのです。ですけれ

ども、原価公表という言葉が非常にちかんときたために、私も考えてる高度寡占の一種のカルテル、疑似カルテルと考えていいのですが、カルテル的に見えるけれども証拠はないという一部の業種について適用するに——効き方はいいが、つまりのみやすい、原価公表がそんなにみづらいたらばそれと同じような、もっと効果のある別の策を考えてもいいということは私は申ししておりますが、それは、最初の態度を変えたからけしからぬじゃないかという御批判もありますけれども、私は、目的を達するために必要な別な方法を考えてもいいというふうに思っております。いずれにしても、高度寡占対策、そのうちの一部の平行行為に対する対策がなくては困るというふうに考えております。

○多賀谷委員 別の対策はあるのですか。あなたは、別の対策がないし、もうどうにもならなくて、歯ぎしりをして現状回復命令だとか原価公表を規定したんじゃないですか。もう幾ら審決してもさっぱり物は下がらぬ、そして何も企業秘密で言わない。言わないからこれを出したのでしょう。ですから、何か別に何かの方法があればと言っても、かわる方法がないからこれを出したのでしょう。結局もとへ返るわけですか、あなたの議論は。

○高橋(後)政府委員 私が申し上げましたのは、原価公表だけについて申し上げました。現状回復命令については別に考えておりません。その点は御理解いただきたいと思います、混同しないです。いわゆるカルテル対策という、明白に証拠の挙がったものについては、その価格をそのままに放置することでは、何の排除命令かわからぬということから起こった問題でございまして、価格に介入するというよりも、違法につくられたカルテル価格を排除するために有効な措置として現状回復命令がいいのではないかと。そしてお説のように、現状回復命令をすることができるとしておけば、それはゼロかあるいは全部かとなりますが、しかしこれはやむを得ないことなんです。

り、とてもそれは実情に合わないという場合には発動しない方がいいかもしれません。しかしそうでない場合には、協定の日にちを指定して、そしてその日現在の価格に返れというのが本当だと思えます。価格を幾らにせいやなくて、協定前のある本の価格に一人戻れ。全部違法行為によつてラインを犯したんだからもとへ戻れという趣旨であります。しかし、機械的に全部の場合にそれを適用するというのはどうかと思う。それから「黙約」という点ですが、しんしやくそのものは、やはり価格介入みたいなものになるという御説は、私は一つの重要な御意見として承っております。

○多賀谷委員 まだ実は課徴金と罰金問題、それから商社保護の問題、海外企業への問題、いろいろあるわけです。きょうどれをとりましても時間が中途半端ですから、ほかの問題で一つだけ緊急な問題を質問しておきたいと思えます。

実は地方選挙を前にして厚生省が通達を出しておる。それは要するに、市町村が最近医療の公費負担あるいは無料化を進めておるが、これはけしからぬ、これは国や県に相談しろ、もしそういうことをしないで勝手に実行するならば補助金を打ち切る、こういう通達を出しておるのです。ちょうど自治大臣が結婚式でいらしゃいませんが、これはまさに地方自治体の破壊ですよ。補助金を打ち切るとか、とにかく事前に県の民生部に相談をしろとか、そうして協議をあらかじめしておかなければ認めない、こういうことは、いま自民党も含めて各党の地方選挙の推薦候補はみな医療の無料化をほとんど公約するわけです。そのやさきに厚生省は国民健康保健の担当者を全国から集めて訓示をして、しかも、通達を出し、県は県で市町村の担当者を呼んで、そうしてはならんと注意を与えている。しかも公費負担について、自治体の権限内の公費負担の分を言っておるわけですよ。ですから、私はこれはまさに地方自治の破壊につながる問題じゃないか。赤字が出れば赤字が出たときの処置ですよ。しかし、事前に協議をし

なければ補助金を打ち切るといふそういう通達が一たびあります。これをひとつ厚生大臣から御答弁願いたい。

○田中(国務)大臣 地方単独で社会福祉事業を推進することについては、一般的にそれがすべてが単独事業である場合には、それは地方自治の精神にかんがみて、私もそれはあれこれ申すことはないわけですが、御指摘の場合は、国民健康保険等を根っこにいたしまして、その上の自己負担分について単独事業をやろうということでございますから、したがって、国保の受診率等に大きく影響をするわけでありまして、したがって、私もこれは四割の国庫負担金については別にあれこれいじらないわけでございます。五分の普通財政調整交付金、これについては、公平の見地から、もしこういうことをやりますと、他の保険者との間に受診率、つまり医療費が違ってくるわけでございます。御承知のとおり普通財政調整交付金は、医療費と所得との対比において傾斜配分をするものですから、これをやらない町村とやっている町村との間に医療費のひずみが出てくるわけでありまして、そこで、このようないずれを、やっておらない普通の町村並みに修正をして傾斜配分をしようということですから、保険者間の公平のためには、私はこのほうがよろしいのではないかとこのように思っているわけでありまして、もしそれのような部分について負担をするというふうなことがおやりになることについては、私はそれを覚悟の上でやりになることになるとは、私はこれはまた異存がないのですけれども、ふくれば上がった分は国の方で見てくれ、そして自己負担分だけというふうなことで抵抗を感じるものではないかと、その点についてこのような通達を出しているわけでございます。

○多賀谷委員 市町村も自分の本来負担する部分は出します。これは市町村がやっていると患者が多くなるから、国民健康保険、すなわち七割分に影響が出てきます。三割は市町村が見るけれども、あとの七割分に影響が出てくると困りますから、こういう趣旨でしよう。それは当然健康保険が後から一般会計から補てんするか、調整交付金から見るか、どつちかしなければいけません。結局受診率が高くなることをとめるということでしょう。あなた、その物の考え方が間違っておりやせぬですか。受診率が高くなるのをとめるという考え方は間違っておりはせぬのですか。

○田中(国務)大臣 問題は要するに国庫の助成の仕方にあるわけでございます。決して私どもとしては、受診率が高くなつては困るということではございませんが、それに対応してこちらの方で出す普通財政調整交付金は各保険者の間に公平に配分されるように、そのような単独事業によつて、その地区だけが特別に医療費がよけいになって、その部分のあたりによつて、他の保険者の犠牲にしておるというところに金がよけい行くということについては、私も私どもとしてはいたしたくございませんとする趣旨でございます。根っここの四割については何ら触れるところがございませぬ。

○多賀谷委員 これは、地方自治の権限の非常に大きな侵犯になるわけです。自治大臣がいらつしやいませんから、その点を含めてこれは自治大臣に質問を留保したい、かように思います。

○荒松委員長 わかりました。さよう取り計らいます。

小林進君。

○小林(進)委員 議事進行の発言の御許しを得て、ありがとうございます。副総理、総務長官にお伺いいたしますが、独禁法の政府改正法案をいつ一体お出しになるのか、この際お伺いをいたしておきたいと思うのであります。ということは、三木総理もしばしば、独禁法の改正案は二月中旬までは成立案を得て国会に提出するということを言明されているのであります。しかるにもう本日は二月十五日、まさに中旬でございますが、先ほどの独禁法の真剣な答弁の中にも、その重大なる主役を演じなければならぬ大蔵大臣が、政府はまだ独禁法の改正に対して

は意見を持っていない、だから答えられないという非常な緩慢な答弁をされておるのであります。この独禁法の改正の法案は、この予算委員会が五十年度の予算を審議する上において重大なるフアクターを持ってあります。私どもは、政府の言われる物価安定、あるいは安定成長、あるいは総需要抑制、それぞれの問題がみんなこの独禁法の改正に直接、間接、大きな影響を持っているというふうな解釈をいたしておるのでございまして、この独禁法の改正案、政府原案というものをわれわれの目で見ない以上は、私どもは真剣にこの五十年度の予算の審議に携わっていくわけにはまいりません。その意味において、ここでひとつ政府の責任ある御答弁をお伺いしておきたいと思ふのであります。

○植木國務大臣 お答え申し上げます。

二月中旬に提案をするということを総理が御発言されたということでございますけれども、本会議におきましても、あるいは委員会におきましても、三月中旬と、こういうことをおっしゃっておるのでございます。御承知のとおり、二月十日まで独禁法改正問題懇談会で意見を聴取してまいりましたので、ただいま成案を得べく作業を開始したばかりでございます。したがって、三月中旬を目指して法案の作成に入っておりますので、その点御了承をいただきたいと思ひます。

○小林進委員 いま一言発言をお許しただきたいと思ふのでございますが、私どもは二月中旬というふうな理解しておりましたけれども、いまの総務長官のお話では三月中旬ということでございます。三月中旬といへば、もはやこの衆議院を予算が順調にいけばですよ。しかし、私どもは何もそれを肯定するわけではございせんが、普通の慣例から言へば、衆議院は通過をして臨むのを通例とするのであります。それをそこに至るまで、今日の答弁のように、政府としては意見がない、骨格も見えない、原案の何も見せないままに、この衆議院を通過して予算が参議院へ行くなどということになれば、それは私

どもは、国民の何の負託を受けて立法院においてこの予算を審議しているのか、われわれは国民に向かつて顔向けができません。そういうことになりましますから、いまの総務長官の御答弁のように、三月中旬ないし下旬に初めて法案を出しになるというふうなお考えであるならば、われわれの方も重大なる決意をしなければなりません。それまで予算の衆議院通過をお待ち願うということも含めて、われわれは重大なる決意をしなければならぬ関頭に立っているということをひとつ政府は御理解をいただいて善処されることを強く要望をいたしまして、私の議事進行の質問を終わりたいと思ひます。答弁があれば、政府の答弁をお伺いしておきたいと思ひます。

○荒松委員長 答弁は別段ないですな。

これにて多留谷君の質疑は終了いたしました。午後二時より再開することとし、この際、暫時休憩いたします。

午後一時十六分休憩

午後二時二分再開

○荒松委員長 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。鈴切康雄君。

○鈴切委員 私は、きょうは核問題に入る前に、緊急問題といたしまして、すでにニュースが伝えられております、韓国の、太刀川、早川西学生を初めとする多くの方々の釈放を見たわけでありまして、すでに政府の方においてもその状況について御掌握になっておられるかと思ひますので、その概況について、まず外務大臣にお伺いしたいと思います。

○宮澤國務大臣 最初に、事実関係につきまして、政府委員から御報告いたします。

○高島政府委員 けさ八時半、在韓国日本大使館の前田臨時代理大使が、先方の金國務總理に呼ばれて、この緊急措置第一号、第四号関係の被告につきまして、大多数の者を釈放する中に、日

本の二学生も含まれている、実際に釈放いたしましたのは、手続の関係がございまして、十七日、月曜日ということになっております、という話を承りました。

〔委員長退席、谷川委員長代理着席〕

その後、午前十時、大統領が次のような談話を発表いたしました。

そのとおり読みますと、「今回の国民投票で圧倒的な支持を得て国民的正統性を獲得したので、その基礎の上で緊急措置第一号、第四号違反者中、共産主義者を除く全員を所定の手続に従って即刻釈放する。」という談話を発表いたしました。私どもいま承知しておりますところは、全体で百九十六名というふうになっております。もちろん、そのうちに日本の二人の人が入っておりますのでございまして。先ほど申しましたとおり、実際の釈放は月曜日、十七日に、日本大使館の方に引き渡す、そういうふうになっております。

○鈴切委員 今度の釈放については、大変に喜ばしいことでもあらうかと思ひますが、しかし、政治犯の釈放については、韓国の方で言論の自由あるいは行動の自由というものを保障しての釈放であるかどうかという問題と、それからもう一つは、政府のこの釈放に対する御見解をお伺いいたします。

○宮澤國務大臣 政府といたしましては、かねて韓国政府に対して、日韓両国の友好親善関係のために、二学生の場合に於いて善処を要望していただいておりますが、今回韓国政府におかれて、そのような、ただいま政府委員が報告申し上げましたような措置を決定されたことを、非常に多といたしております。

○鈴切委員 後の方で、言論の自由、そしてまた行動の自由というものを認められての、言うならば政治犯の釈放であるかという問題については、どのようにお考えでありますか。

○高島政府委員 お答えいたします。私ども承っておりますところは、釈放に当たりまする条件というものは、何ら聞いておりません。

○鈴切委員 かねがね延び延びになっておりました日韓定期閣僚会議が、今回の韓国の処置によって開催されるのではないかと、一般的に伝えられておりますが、その見通しについてはどのようになっておりますか。

○宮澤國務大臣 私どもは、日韓定期閣僚会議が再開されるということにつきまして、それが将来にわたって両国の、再び過去にありましたような友好関係をさらに増進するという雰囲気の中で、そのような目的を持って開かれることを希望いたしておるわけでございまして。今回の措置が日韓両国の友好善隣関係を考慮してとられたものであることは、きわめて多といたしております。したがって、そのような関係改善に向かつて一つの前進があったものというふうな考えをしております。

○鈴切委員 これはかねがね伝えられていた問題でありますけれども、韓国は約二億ドルの借款を日本政府に要求していると聞いております。そのための閣僚会議の開催であるのではないかと、ううなうわさも立っております。今回の釈放措置は、何らかこれに絡んでいっているのではないかと、うう見方さえあるわけでございまして、その点について、外務大臣はどのようにお考えでございますか。

○宮澤國務大臣 過去におきまして、経済協力等が閣僚会議の主たる議題であった時代がございましたことは御指摘のとおりであります。最近におきましては、経済協力関係は、そのような問題の専門家、実務者の間で議論をしよう、閣僚会議というものは、本来そういう具体問題を議論するところでないということに両国の合意ができております。このごろは、閣僚会議はじかにそのようなことに関係するに止めております。

なお、経済協力関係につきましては、もともと目的といたしまして、韓国の人々の民生の安定向上ということを目的にいたしておりますので、それにふさわしいプロジェクトがございすれば、私どもできるだけ協力関係を進めていきたいと思ひます。

という、それが従来からの態度でございます。
○鈴切委員 そうでありますと、全く今度の釈放というものは日韓閣僚会議とは別の問題である、切り離して考えてもよい、そのようにお考えになつておりますか、それとも、言うならば非常に友好的にやってくれたから、そういうことから考えて、日韓閣僚会議というものが早く開かなくてはならない、そのように判断しておられるのでしょうか。

○宮澤國務大臣 今回の韓国のとられました措置が、日韓関係の改善に向かひましての一步でありますことは、私もそのように考えております。それから、それを多量にいたしております。しかしながら、そのことと、日韓閣僚会議をいつやる、やらないということとは、別段に直接の結びつきはないものと思つております。

○鈴切委員 緊急質問としての問題を終えまして、いよいよ核兵器の問題になります。

核兵器の問題につきましては、今日まで公明党がどのような調査をしてきたか、そのことについて少し御説明を申し上げた方がよいのではないかと、そのように判断をいたしまして、公明党の調査を含めて、今日まで取り組んできた概要を一応申し上げたい、こう思います。

御存じのとおり、核兵器の日本持ち込みの疑惑というものは、もうすでに国会においても何回か取り上げられてきた問題でありまして、核兵器の日本持ち込みについての国民の疑惑については、すでに久しい問題であります。特にラロック証言以来、日本への米軍の核の持ち込み問題は、さらに国民に大きなショックとぬぐい切れない疑惑を生んでおり、今日もなお解消されてない問題であります。さきに臨時国会でも核問題は十分解明されずに、結果的には政府は、日米安保体制下で米側を信頼するという説明に終始し、アメリカに對して一向に疑惑解明の努力をしてこれなかったという問題もありました。こういう政府の態度に對しまして、国民の大方の方々は、大変に不安と不信を抱いている現状であります。

私も公明党は、核兵器の日本持ち込みの疑惑を何とか解明しなくてはならないと、昨年の十月に安保・核プロジェクトチームを編成いたしました。そこで私も安保・核プロジェクトチームは、これを解明するための基本的方針として、五つの異なる方法によつてこれを裏づけをすることを決めました。

一つは情況証拠でありますけれども、まず、核装備可能な艦船及び航空機が日本に入つてくるかという問題でありました。これにつきましては、すでに御承知のとおり、ミッドウェー攻撃型空母の日本母港化と、第七艦隊旗艦オクラホマシティを初めとする巡洋艦及びフリゲート艦、そしてまた例のファントムあるいはイントルーダー、コルセア等の航空機、及び問題になったP3オライオン等も核を搭載できるということは、もう明らかに日本に核が持ち込まれる状況と条件というものを十分に果たしているというふうに私も思つておりました。

第二の問題は、やはり証言の問題でございます。すでに、元海軍少将で軍事専門家のラロック氏初め、乗組員、基地の司令官、そして基地の従業員等から多くの証言を得ております。

第三番目には、現物を写真に撮るということについては、基地の状況を裏づけをするということではない限りは、証拠にならないということのむずかしさがありまして、またそれに対しては、核とか非核とかいう両用があるために、どうしてもこれを裏づけするということはむずかしい問題であるということも、調査の結果わかりました。そこで、これら三つの証拠については、国会において今日までいふん取り上げられてきた問題ではありますけれども、これに對して政府は、アメリカを信用するということが、もう一つは、事前協議がなされてないから核は持ち込んでない、これに終始をしてきたわけでありまして、こういうような状態ではとても核の問題というものは解明できないということを、私も公明党は調査団として考えまして、次に、二つの問題からこれ

を解明しようという努力をいたしました。

それは、一つは、この間も矢野質問で明らかにいたしましたとおり、少なくとも書類上の証拠、積み荷記録、送り状、貨物の保管計画書等の現物を政府にお見せして、そしてこういうものが入つたのではないかと、こういうことをやはり証拠とする以外にない、こういうふうな問題の提起の仕方をいたしました。

第五番目には、御存じのとおり、その証拠なるものがやはり公式文書に照らしてどうであるかという問題については、公式文書というものの裏づけも必要であらうかということから、私もその第五番目の証拠固めとして、実は考えてまいりました。この件につきましては、わが党は、昭和四十三年、米軍基地の総点検をしたのを契機にいたしました。今日まで調査活動を続けておりますが、その間の資料は手に入らず、昭和四十三年以前の資料及びその後の資料は実はたくさんございます。で、その資料をもとにして、昨年十月から分析と調査活動を続けてまいりました。その結果、先日矢野書記長の、ウォーヘッドMK101核爆雷が横須賀田浦に持ち込まれ、さらに岩国の米海兵隊に運ばれていた事実を、公式文書書式による国防省の貨物保管計画書と、荷積み点検に使用するカーゴリストによつて明らかにいたしました。この問題は、政府によつてさらに究明をしていくことを約束されましたので、その調査結果の報告をま

つておりますが、私は、今日また別の角度から、やはり具体的な証拠をもつて、核兵器の日本持ち込み問題を取り上げていきたいと思つております。その前に、まず私は、やはり事前協議の問題についてお伺いをしていかなければならないのではないかと、前にお伺いしたとおり、事前協議の問題について

日米安保条約は、日本の施設、区域に入る米軍の艦船及び艦艇については日本に報告する義務がないと、外務省は常々答弁をいたしております。辛うじて、原子力推進の潜水艦は、二十四時間前

にアメリカから日本の国に通告を受けるということになっておりますけれども、その他の艦船については、何ら通告を受けていないと思ひます。そこで、日米安保条約に基づく施設、区域に入入る艦船については、外務省あるいは海上保安庁、運輸省の港湾を管理する主管庁として、もちろん運輸省の方は各都道府県等がその管理に当たつておりますけれども、その主管庁として、何らかの報告を受けているかどうか。または、米軍の艦船についてはチェックすることができないのでわからないのか、あるいは公表できないのか、どちらかと私思うのでありますけれども、その点について、それぞれの主管庁から御答弁をお願いしたいと思います。

○木村國務大臣 お答えいたします。

米軍の使用のために提供いたしております水域、これは四カ所ございますが、そこに米軍の艦船が入りますのは自由でございます。したがつて、地位協定の五条の二項に該当してございまして、入港通告その他の必要はございません。實際は把握いたしております。

○山崎(敏)政府委員 お答え申し上げます。

米軍の艦船が施設、区域として提供しておりますところに入ります場合は、ただいま鈴切委員からお話しありましたように、これは自由に出入できるわけでございます。それ以外の日本の港に入ります場合は、地位協定の五条三項によりまして、日本側にその入港を通報することになっております。それから他方、原子力推進の艦船につきましては、施設、区域に入ります場合はございまして、二十四時間前にわが方に通報することになっております。

○寺井政府委員 お答え申し上げます。

ただいま運輸大臣及び外務省の方からお答えがありましたように、地位協定に基づく提供水域、地域に入入いたします艦船につきましては、海上保安庁としても報告を受けておりませんし、受けないというたてまえになっております。

○鈴切委員 そうなりますと、外務大臣、原子力

推進の潜水艦、これは二十四時間前から、アメリカの好意によって報告を受けているということであらうと思えますけれども、しよせんは、いまお聞きになったように、外務省も知らないし、あるいは海上保安庁も知らないし、あるいは運輸省も知らないということになりますと、アメリカの施設、区域に入るところの艦船というものについては、何が持ち込まれてもわからないというような現状ですか。

○宮澤國務大臣 施設、地域に出入をいたしますことは、施設、地域の利用の一形態でございます。施設、地域につきましては、一般的な管理権を、安保条約及びその付属協定によりまして、米軍に与えておるわけでございますので、論理的に申しますと、事前協議の対象となるような事項以外は、日本政府には、先方から通報でもございませぬ限りは知り得ないということが、一般論としてお説のとおり申し上げられると思えます。

○鈴木切委員 外務大臣、それだけに、やはり事前協議というものは大変に重要な役割りをなしていく。もし事前協議が形骸化されているということになれば、もはや核兵器あるいはC B Rの兵器もどんどん入ってくるということになるわけであります。だから、日本政府にしてみれば事前協議が唯一のよりどころである、こういうことになるわけでありすけれども、事前協議について、これはアメリカを信頼するということが、いままで政府の言ってきたことであります。そこで、かねがね、国民の中から核が持ち込まれているのではないかという懸念があるたびごとに、政府もそれなりにアメリカにコメントをもらう。あるいはフォード大統領が日本の国に来たときにも、やはり核の持ち込みの問題が話題になったときに、フォード大統領が言われたこと、そして今日までいろいろとアメリカの言ってきたことを、私ずうっと分析もし、要約してみました。

その分析と要約という中に、私は三つの問題を見つけることができました。それは一つは、アメリカは核の問題については、日本の特殊な感情を

大変に理解をしているということを、常にそのことについての第一点として挙げております。それから第二点には、日米安保条約を今日までアメリカは遵守を続けてきたし、また今後もアメリカは日米安保条約を守っていくということが第二点でありました。それから第三点については、日本の国にある、あるいは日本の国に貯蔵あるいは持ち込み等については、イエスともノーとも言えないというところの、三点の問題に要約をされておりますが、その点については、私の考え方が間違っておりますとすれば、御訂正をお願いしたいと思います。その点はいかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 大筋におきまして、仰せられるとおりと思えます。第三点につきましては、核兵器の存在、不存在について公にしないということ、地域を限らず、一般的に米国の方針であるというふうな考え方をしておりますが、概して仰せのとおりでございます。

○鈴木切委員 外務大臣は、私の考え方、大体そのとおりであるというお話しになったので、先に進ませていただきたいわけでありすけれども、アメリカは、日本の国民が核兵器に対して、世界唯一の被爆国であり、特殊な感情があるということ、理解をしているということでありすけれども、それについて、核兵器を持ち込んでいないという、そういうことは言っていないわけでありす。ここに私、大変に大きな問題があるわけでありす。理解をしておいて、核兵器を持ち込んでいないというなら、私はそれは十分額面どおりとすることができると思うんですけれども、理解をしているけれども、要するに核兵器は持ち込んでいないと言っていない。その理解の仕方が、私は大変に大きな問題じゃないかと思うんです。

それで、私はいま申し上げました三つの問題について、一つ一つそれについてのお考え方を聞きたいと思うわけでありすけれども、まず裏を返しますと、アメリカの回答の第一、すなわち、核に対しては日本国民の特殊な感情を理解しているというところは、核問題では事前協議を日本にする

ということになれば、特殊な感情を持っている日本国民の感情を逆なですることになるので、事前協議をやらないで核を持ち込むこと自体が、アメリカの日本国民に対する特殊な感情の理解であると解すべきではないかと思うのですが、その点はいかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 その点は、先ほど鈴木切委員の御指摘になりました三つの点のうちの第二点、すなわち、アメリカは安保条約並びにその付属協定上の義務を誠実に履行してきたし、今後も履行するつもりである、方針であるという部分は、申すまでもなく、事前協議についての義務を指しておるわけでございます。したがって、わが国にそのような事前協議が行われたことがないということとは、私どもの立場から申しますと、その対象であるべき核兵器の持ち込みが行われていない、というふうな解釈しておるわけでございます。

それとの関連で、しかし持ち込んだことではないということと言ったことを聞かないではないかと仰せられます点では、これは先ほど仰せになりました三つの点の最後の点、すなわち、核兵器の存在、不存在について公にしないという米政府の方針に出たものというふうな考え方をしております。

○鈴木切委員 考え方を伺って、その上においてさらに深く入っていくわけでありすけれども、第二のアメリカはいままでも日米安保条約を忠実に守ってきたし、また今後も忠実に守るということ、は、アメリカの核戦略構想というのは日本だけを別にするわけにはいかないわけでありまして、日米安保条約には、本来、C B Rの兵器を持ち込んでほならないという規定はどこにもないわけでありす。事前協議制は核兵器の持ち込みの歯どめでなくして、むしろ事前協議がないということ自体が、それが隠れみのになっているのではないかというふうな私は思うんですけれども、その点についてはいかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 まずCとBでございすけれども、これらの兵器の大部分は、事実上国際的には禁止をされておる兵器でございますので、私ども

はこれは安保条約以前の、むしろそういう国際的な合意の問題である、生物化学兵器でございます。その最後のレディエーション、これが核兵器といわれたであらうと思えますが、これは、したがって国際的には禁止はされておられませんので、わが国の場合、事前協議の対象にしておる、私どもはそうように考えておるわけでございます。

○鈴木切委員 C B Rの、言うならば生物化学兵器については持ち込んでいない、そのように宮澤外務大臣は言われるわけでありすけれども、たしか昭和四十六年の十二月、参議院の沖縄特別委員会、わが党から問題を提起した致命的な化学弾薬、重量約四百キロがパークレベクトリア号によって、オアフを経由し、横浜を経て米海軍佐世保補給廠に持ち込まれたという事実、これは大変にあの当時問題になりました。そのときにアメリカが送り状を提出いたしました、その送り状の提出に基づく写真もここに実はあるわけでありすけれども、政府は苦しい紛れに、あれは実験用であると実はおっしゃった。大変な大きな間違いでありまして、これは実験でなくて、実戦用の、言うならばガスであります。ですから、そういうことから考えますと、宮澤さんがおっしゃったそのC B R、生物化学兵器というものは、もうこれは論外であるとおっしゃっているお言葉の裏に、実はこういう問題が、四百キロ持ち込まれたという事実があるのですが、それを御存じでしょうか。

○宮澤國務大臣 その点、先ほどC B兵器につきましてその大部分がと、実は申し上げた意味では、ほとんど問題がないのではないかと思ひます。バイオロジカル。しかしケミカルということになりますと、仰せられるように非常に言葉が広うございまして、どの部分が禁止されておるものか、どの部分が禁止されていないものかは、あるいは必ずしも明確でないものかもしれません。そういう意味で、大部分と実は申し上げたのでございまして、なお具体的な事例につきまして存じておりますかどうか、政府委員からお答え申し上げます。

○山崎(敏)政府委員 たいだいま先生がおっしゃいました事実に関しまして、私ちょっと手元に資料を持ち合わせておりませんので、御提示願えましたら、ちょっと調査いたしたいと思ひます。

〔鈴切委員、資料を示す〕

○山崎(敏)政府委員 調査いたします。

○鈴切委員 ケミカルについていろいろあるからというわけでありまけれども、実は米軍はクラスについて十二を決めております。その中でクラスの中のXIというのは御存じのとおり毒ガスでございます。毒ガスの中で一番致命的な毒ガス、これはXIのAというのに入っております。XIのAはもう瞬間的に死ぬという、いわゆる致命的な化学薬品と言われている。それからXIのBというのは、非致命的な化学薬品でありまして、こういうふうな中に入っており、いま私が御指摘申し上げたのは、これは致命的な毒ガスです。これが入っているということですから、これは実は大変に問題があるのです。そういうような状態で、皆さん方が知らない間に、多くのCBR—まあBは入っていないかも知れませんが、CBRは入っているという事は、目に見えて明らかであると私は思うのです。それに私がこだわりますと、次の問題の先が進みませんので、これは問題として、一応残しておきたいと思ひます。

第三目ですが、核兵器の持ち込み、貯蔵についてはノーともイエスとも言えないというところに、私はまた問題があるかと思ひます。ところが核兵器についてノーともイエスとも言えないと言ひながらも、アメリカは実は極東においてこれだけの核を置いてあるとか、あるいはまた、韓国においては核地雷が何箇所置いてあるとか、非常にそういう点について言っているわけでありまして、ノーともイエスとも言えないと言ひながらも、実際には言っておるわけでありま。

そこで、本来、日本の国民が核に対する特殊な感情がある、だから核は持ち込んでいいと言ひながら、私はそれなりに信用することができるとありますけれども、しかし、理解するが、持ち込

んでいないという懸念にはならぬのです、この点については。だから日本政府は、今日まで、事前協議を隠れみのにして、日米安保条約は、日本の施設、区域内に入る米軍の艦船はすべてノーチェックになつてゐるので米軍は核兵器を運ぼうが何をもち込もうが、日本政府はチェックをする機関もなければ、またそれを点検する権限もないというのが本来の真相ではないかと、私は思うのですが、その点はいかがですか。

○宮澤国務大臣 一般的に地域、施設を認めました場合に、それが駐留する軍の一般的な管理のもとに置かれるということは、わが国の場合ばかりでなく、NATOの諸国の場合にも一応の常識になつておるかと思ひます。軍艦につきましても、一般的に不可侵権があるということも、これも認めるべきであらうと思ひますので、そのような原則に従ひまして、私ども、それらのものを点検をする、あるいは検査をするというふうなことをいたさないわけでございますが、そのことは、しかし事前協議が、いわゆる鈴切委員の仰せられます隠れみのの役を果たしているというふうには、私ども考えておりませんで、やはり国益に照らして考えるという立場から、この制度を設けておるといふふうに考えております。

○鈴切委員 そのお話を承りましたので、次に、さらに申し上げたいと思ひます。

昭和四十三年の四月二十五日に、外務省から国会に提出をいたしました「日米安保条約上の事前協議について」という公式文書があります。その公式文書の中を見ますと、ずいぶんこれは納得のいかない点があります。それは「日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している」と、こう書いてあります。御存じのとおり、日米安保条約第六条の実施に関する交換公文、これは「日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力」云々ということで、両国政府とすることが前提になつてゐるにもかかわらず、言うならば、当時の藤山外務大臣とマッカーサー駐日大使との口頭了解の中で行われたこと

は、「日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している」と言つて、三つの事項について「核弾頭及び中・長距離ミサイルの持込み並びにそれらの基地の建設」ということを挙げておるわけでありまけれども、これは日本政府だけの了解なのでしようか。それとも日米両国政府の了解なのでしょう。

○山崎(敏)政府委員 この問題に関しましては、その当時の交渉当事者であり責任者でありました藤山外務大臣とマッカーサー大使との間の口頭了解によつて、こういう了解が成立しているわけでございます。

○鈴切委員 いや、それでは納得いきませんよ。だから私が聞いているのは、これは日本政府だけの了解なのか、それとも日米両国政府の了解なのかと聞いているのです。

○宮澤国務大臣 御承知のように、このもとにございまして、安保条約第六条の実施に関する交換公文でございまして、その中の日本国への配置における重要な変更、装備における重要な変更、日本国から行われる戦術作戦行動、これらについての施設及び区域の使用は事前協議の主題となる、こういう基本的な了解が交換公文でなされて、そして、そのうち、それを具体的にどういう場合が重要な変更であるかというふうなことにございまして、藤山・マッカーサーの間で相互の了解がございしました点を、たいだいま政府委員が申し上げたわけでございます。

○鈴切委員 これは大変な問題ですね。相互の了解というのですね。相互の了解というのは、日本政府の了解と、それからアメリカ政府の了解とは別の問題であるかどうか、その点についてはいかがでしようか。

○宮澤国務大臣 藤山外務大臣及びマッカーサー大使、両国の政府を代表いたしましたので、この点について、一つのことについて了解を合したという意味でございます。

○鈴切委員 それではおかしいじゃないですか。それでは、日米両国政府は「次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるもの」とすると見なくちゃならないのじゃないですか。いいですか、私のいまの論理から言いますと、当然、両国政府が了解したのですから、了解したとすれば、それは、日米両国政府は「次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるもの」とするのなら、私は納得しますよ。しかし、あなたのおっしゃっているのは、「日本政府は、次のような場合に日米安保条約上の事前協議が行なわれるものと了解している」というのじゃないですか。これは大分違ふ話ですよ。その点はどうなんですか。

○宮澤国務大臣 この文書は、先ほど仰せられましたように、四十三年四月二十五日の文書でございまして、その中に「日本政府は」云々と書いてございまして、それで、私も政府の責任におきまして、このように了解しているということを申し上げたわけでございますが、もとよりその意味は、私もアメリカ政府にかつて、このように考えているということをおし上げることは不適当でございますので、日本政府は、言つてみますと、このような了解が日米両国政府の間にできておるといふふうに考えておる、このような意味とお考えくださいまして結構でございます。私どもがアメリカ政府の名において申さなかつたという意味は、これはもうもちろん御了解いただけるものと思ひます。

○鈴切委員 ずいぶんおかしな問題でして、皆さん方のお考え方は、日本政府はどのように了解をしている。それじゃ、アメリカ政府はどのようにこれを解釈して了解しているのですか。

○宮澤国務大臣 この了解は、両国を代表して藤山・マッカーサー両氏の間でできたものでございまして、了解しておりますことの内容は、全く同一であると考えております。

○鈴切委員 それでは、アメリカ国務省に、日本と同じ解釈で了解しているということ、米国内に直ちに照会をしていただいて、その結果を本委員

会に提出をしていただきたい。そしてまた、この部分の了解というものは、全く日米間同じ事項について、同じ解釈で、同じ了解事項であるということについて、その点についてひとつお約束を願いたいと思うのですが、いかがでしょうか。

○宮澤國務大臣 何かの形におきまして、昭和十五年の藤山・マッカーサーの了解が両国間の正式なものであるということを御報告をいたしたいと思ひます。

○鈴木委員 ちょっと話は別ですけれども、米国防総省は、一九七〇年の一月に、上院外交委員会安全保障協定・対外公約分科委員会、いわゆるサイモン・委員会に提出した横須賀基地の機能に関する資料で、一部が削除されており、この部分が核兵器を意味するものではないかということが国会で問題になっておりまして、木村外務大臣は、私の責任において照会する旨を約束されました。報道によりますと、國務省では、すでに日本政府に正式な回答をよこしているというふうに言われておりますけれども、その内容についてちょっとお伺いしましょう。

○宮澤國務大臣 この点は、確かに報道にちよつと誤解があつたようでございますので、政府委員から申し上げます。

○山崎（急）政府委員 御指摘のありました削除分に關しましては、当時の御質問がございましたので、早速アメリカ側に照会いたしましたところ、その削除した部分は核兵器に言及したものでなく、また、核兵器とは関係のないものである、という旨の回答がありました次第でございます。

○鈴木委員 まあ軍事専門家は、これを核兵器だというふうに読んでゐる、あるいは国民の大多数の方々はこれは核兵器ではないかというふうな疑惑を持つておるわけです。

そこで、いまアメリカ局長は、核兵器とは全然関係がない核物質でもない、ということであるならば、この削除をされた部分はこういう語句が入るか、これについてお伺いしましょう。

○山崎（急）政府委員 その点につきましても、わ

れわれとしては照会したわけでございますが、アメリカ側といたしましては、その削除した部分の具体的な内容については公表できない、ということとを申しておるわけでございます。ただ、先ほどから申し上げましたように、それが核兵器を意味するものではないかということだけは言える、というふうに申しておるわけでございます。

○鈴木委員 核兵器でない、核物質でないということが、アメリカの方から回答で来たというならば、核でないものであるならば、どういう語句が入ったかぐらい言えるわけじゃないですか。それについて、アメリカ局長も外務省も、その語句がどういふ語句であつたかということについて、問い合わせもしなければ、その内容も聞いていないのでは、私は納得いきませんよ。その点について、やはり外務大臣は聞きになりますか。

○宮澤國務大臣 私どもといたしましては、米側に問い合せまして、これが核兵器を意味しないという確答を得ておるわけでございます。したがておまして、私どもの照会の目的は、それで完了しておると考えましたけれども、なお、削除部分は何であつたかということを重ねて聞きまして、それについては、公表できないと言つてまいりました。これは何かの理由で、一國の政府が削除をいたしましたのでございましょうが、核兵器でないというところがわかつておりますれば、私どもとしては、それで、先方が削除したのは、理由があつて削除したのであると言へば、その回答に満足せざるを得ないかと思ひます。

○鈴木委員 それでは國民が納得いたしません。やはり少なくとも、核兵器でないというならば、核兵器でないという部分に対して、どういふ内容であつたか、ということについて、私はアメリカが、こういう字句が入つておつたけれどもそれを削除したんだと言ふならば、それはそれととりかと思ひます。しかし、核兵器だと軍事専門家が言つてゐるのに対して、核兵器ではない、核物質ではない、それだけで回答が来ても、これは納得いきませんよ。それについて、やはりもう一度外務

大臣としてお問い合わせになるつもりはあるかどうか、それについてお伺いいたします。

○宮澤國務大臣 一國がある文書の一部を削除するといふのは、私はそれなりの理由があるものであらうと思ひます。それが核兵器でありましては、わが國の國是と反しますので、この点だけははっきりいたしておかなければなりませんけれども、それ以外の、何かの事由によつて、一國がその部分を削除して、公表したくないと言へば、私は、それに満足せざるを得ないのではないかと考へております。

○鈴木委員 それでは、全く疑念が晴れないままに回答をいただいた、と言ふ以外に方法はないということ、次に進ませていただきます。

次に、防衛庁にお聞きしますが、アメリカの戦術兵器の中で、米軍軍用は、核地雷をADMRT Pと公表いたしておりますけれども、それはどういうことを意味しているのか。そのことは、核地雷の総称を指しているのか、それともそれ自身が核地雷そのものであるのか、それについてお伺いいたします。

○丸山（急）政府委員 私どもでわかつておりますのは、一九七二、七三會計年度の当時のリード国防長官の國會に對します年次報告、この中に別表として載つておりますものに、ADMというものが載つております。もとはアトミック・デモリション・ミュージンというもので、原子破壊弾薬という訳だろうと思ひますが、通称核地雷と稱しております。

ただいま先生のお挙げになりました、ADMRT Pであつたと思ひますが、そのRT Pというもののについては、私ども承知しておりません。また、そのRT Pというものがつきまされた場合に、ADMと全然別個のものになるのかどうかということについても、はっきりわかつておりません。

それから、いま御質問のございました、特定の兵器を指すものであるか、一般的な呼称であるかといふことでございますが、この点につきましては、一般的な呼称、そういう能力を持ったものの呼称

ではなからうかというふうに考へております。

○鈴木委員 ADMRT PのADMが核地雷であるといふこと、これはリード国防長官が報告をしてゐる中にありますから、これはいいと思ひます。別に私がそれについてとかく言う問題ではありません。私は私なりにいろいろ研究をいたしまして、これはアトミック・デモリション・リリータード・タンク・アンド・パーソナル、この内容を訳しますと、いわゆる核破壊戦車人員阻止地雷といふのが正しい訳ではないかと思ひますが、私は別にこれに対してとかく言うものではなく、ありませんが、そうなりますと、マインAP、すなわちアンチパーソナル、対人殺傷地雷と、マインAT、アンチタンク、すなわち対戦車地雷と、この二つがあるわけでありまして、これは一般的に申しまして、いまお話がありましたように、核と非核両用のものであると私は思ふのですけれども、その点についてお伺いいたします。

○丸山（急）政府委員 いまお挙げになりましたマインは、地雷の通稱でございます。ATと申します場合にはアンチタンク、それからAPがアンチパーソナル、対人というふうに普通使つておるようでございます。マインで言ひました場合には、通常、いわゆる特定の兵器を稱するのではなくて、通常兵器として使われるいわゆる地雷一般を總稱する言葉であると思ひます。

その場合、核のものを含んでおるのかどうかといふのは、これはその場合によつて、核を含めて使う場合には核が入るということになると思ひますし、その用法によつて非核になる場合もあるというふうに思ひますので、それぞれの特定の場合を限定してみまさんと、はっきりした意味は申し上げられないと思ひます。

○鈴木委員 私は、いろいろこの問題についても研究をいたしてみました。対戦車の場合、は、戦車地雷で戦車を爆破するといふことで、これは比較的通常の地雷でありますし、また、言うならば、核地雷も当然あるわけでありまして、対人殺傷地雷といふのは、多くの敵兵を殺傷するために、広範

匪に被害を及ぼすように、言うならば地雷として役目をするわけでありまして、アンチパーソナルの方は地雷というのかなり多く使われているというのを、私いろいろの本あるいは文献によって見まして、調査でわかったわけでありまして、けれども、それもほとんど、リモートコントロールするわけでありまして、大要に広大な場所を地雷によって爆破するわけでありまして、リモートコントロールをするということもわかっております。

そこで、それはそれとしまして、公明党が昭和四十三年、先ほど申し上げましたように、米軍基地総点検以来、再三にわたり調査をした結果、核兵器が持ち込まれているのではないかと、いうことを、私も実は強く感じました。

その一つは、横須賀基地において、放射性物質を毒物として取り扱う赤いラベルが、メタルコンテナあるいはボックスに張ってあったことが、調査の結果判明いたしました。これはナマズのひげの赤いラベルと呼ばれているものでありまして、キノコ雲、すなわち放射能をあらわして、何人かの人から、この種のものであったということの証言も得ております。

これだけでも、すでに核が持ち込まれた証拠であると見てもよいと、私は実は思うのでありますけれども、これは、社会党が先日問題にした放射能を取り扱う書類があるということも裏づけるものであると思うのです。これについて、ちょっと見ていただきたいと思います。これです。

これには、こう書いてあります。「取扱注意、放射性物質、クラスD毒性、グループIまたはII」『主要放射性物質の内容』が書いてありまして、内容の活発性はどういうものであるか、梱包からの放射線の数量単位はどういうものであるかという記入があります。それから「不必要な人員は、三フィート以内に止まるべからず、未現象フィルムをこのコンテナの十五フィート以内に置くべからず」「同一場所で一台の車又は一台の運搬機具

によって、同時に四十単位以上を積載してはならない」「これは米国内通商委員会の指示する規定に従って輸送のために荷物内容の品目、品名、正常な状態であることの証明である」と書いてありまして、「急送品のため送主の名前を、ここに記入することを要求する（梱包上に銘記の意味）」という、言うならばラベルが張ってあったということについて、この種です、私は決してコンテナからこれをはがしてきただけという証言を得ておりますので、それ自体でも、核は持ち込まれているということ、もう明らかであります。まずそれが第一点であります。

それから第二点は、公明党が基地の総点検をする前から、相当長い期間に核兵器はXのクラス、いわゆるこれはXのクラスと申し上げても、沿岸警備隊の輸送のクラス、危険度に応じてのクラスの中で、Xの中に核兵器のかがあるということ、私どもはいろいろの調査の結果感じておりました。

そこで、核兵器あるいは核弾頭並びに核兵器の機材等は、必ずクラスXの中にすべてのかぎがあると、注意深く私も調査をし続けてまいりました。たまたまベトナム戦争が激化するに及んで、戦術核兵器も小型化され、多種多様に開発されるに及んで、それを整理するために、軍用爆薬並びに危険性ある軍需品のコーストガードの輸送の中には、核兵器は、沿岸警備隊による仕分けでは「X-B」と明記されていることがわかりました。それがお手元にありますところの資料の二であります。

資料の二を読みますと、これは「アメリカ沿岸警備隊、軍用爆発物並びに危険性ある軍需品に關しての規定及び法規から抜粋の一部」であります。その抜粋の一部の中に、一番上の左から、これはカモディティーと言いまして品目であります。それからその次はカーゴクラス、沿岸警備隊による仕分けであります。それからDOTクラス、これは輸送基準による仕分けであります。そ

の次がDOTマーキングと書いてあって、これは輸送の表示になっております。この中に紛れもなく核兵器X-B、そしてクラスのA、爆弾、地雷（機）雷、発射体——発射体の中にはロケットあるいは弾丸のようなもの、あるいは魚雷、こういうことがここに明記されております。これは第二の資料であります。資料の説明であります。

それから、第一のこの資料であります。これが要するに、この間矢野書記長がいろいろ問題にいたしましたカーゴリストであります。このカーゴリストをわかりやすく、私、これから御説明申し上げますので、聞いていただきたいと思います。

このカーゴリストというものは、受領貨物の一覧であります。これは貨物をチェックするときに使用されるもので、このカーゴリストができる経過というものを御説明申し上げます。

それはTCMD、これをトランスポート・ドキュメント、コントロール・アンド・ムーブメント・ドキュメント、こういうのです。非常に長いですね。長いのですけれども、これは輸送指令書と言うん

であります。貨物を輸送する管理者の手によって作製され、送付されるようになっております。で、在日米軍基地司令官あるいは施設の一番長に、言うならば矢野さんが問題にしたDDカーゴストレージプラン、すなわち公式書類による貨物の積み荷保管計画書と一緒に貨物の入る前に飛行便で届けられ、それが事務的に弾薬を取り扱う責任者に渡り、貨物の積みおろしにチェックするためにつくられたものであります。これがカーゴリストであります。このチェックされたカーゴリストを見ますと、この一番上に、USNSプライベ

ートオール号という船の名前が出ております。これについて、この間大要に、宮澤さんが、そんな船があるかというように、矢野さんに言われましたので、私は、それをなるべく時間を省く上において、これは別の便でありますけれども、言うならばその船があったということ、当時活躍しておったということを、ちょっとこのカーゴスト

レージプランによってお見せしたいと思っております。いまお見せいたしましたその船の正式な名前は、米海軍軍用船、プライベート・ジョン・R・タオール号であり、当時大要に活躍しておった船であります。このチェックされたカーゴリストを見ますと、米軍用船タオール号が、一九六〇年の後半に、輸送を管理する責任者から指令書が出され、横須賀田浦へ運ばれたということになるのであります。なぜ一九六〇年の後半かと言え、実はTCMD、先ほど申し上げました輸送指令書の輸送番号、これがTCNというのです。これはちょうどこのカーゴリストの半ばから下の方に十三けたの数字で記入をされております。それを解読いたしますと、一九六四年の後半ということになるわけでありまして、これは全部一つの暗号でありまして、十三けたがそれぞれどういう役目を持っているか、そしてまた、言うならば何年何月にこのTCMD、輸送指令書が発行されたかというところを明確にしているわけでありまして、このTCMDが出されているということは、間違いなくカーゴリストというものであることも、公式文書によってそれをチェックされたものであるということの証明になるわけでありまして。

そこで本論に入るわけでありまして、ちょうどこのプライベートタオール号というのは、全くうまいぐあいに配置されておまして、こんなに解明するについて、言うならば、うまい配置はないと思うわけでありまして、お手元のこのカーゴリストの中に赤丸が二つについております。なるべくならば、この赤丸と赤丸との間を近づけて、こう見ていただきたいと思います。そうすると、その十二番目の項に第一船倉、いいですか、第一船倉：（大臣に教えてやれと呼ぶ者あり）いいですか。そうしますと、その十二番目の項に、第一船倉、仕分け番号一二六〇と書いてあります。沿岸警備隊による仕分け区分がXB、いいですか、先ほど何か聞いたことがありますが、XBで表示をされております。これは対人殺傷地雷が六梱包、総重量二百四十九ポンドで約百十三キ

ロ、容積にして四キュービックフィートですね。四キュービックフィートが田浦で陸揚げされて、横須賀基地の米第七艦隊のオクラホマシティー号に搬入されたこと記入してあるわけがあります。おわかりになりますか。そう読むのです。もし私の言うていることが間違ひでありましたならば、いつでも御訂正くだされば結構であります。私もかなりこういうことは勉強してきておりますので、そう読むんであります。

一方、カーゴリストの下端から十一行目、下の部分ですね。第三マストの船倉に、これまた仕分け番号一六〇、米沿岸警備隊による仕分けは、区分はクラス七であります。表示をされている高性能爆薬、H Eであります。H Eというのは高性能爆薬でありまして、これはどういうものかと言いますと、H B XあるいはR D XあるいはT N T火薬のコンビネーションであります。その最高のいわゆる高性能爆薬としてのH E、これを詰め込んだところの対戦車地雷が五発、総重量二百五十ポンド、六キュービックフィートが田浦で陸揚げされて、これも同じく横須賀基地の米第七艦隊の旗艦オクラホマシティー号に搬入されているということが記入されております。どちらも米第七艦隊オクラホマシティーに搬入されたこと記入されております。

ここで問題になるのは、対人殺傷地雷と対戦車地雷とを対比していただきたいわけでありまして、高性能爆薬対戦車地雷の方が一個当たり——これを割ればいいのです。総重量を数で割れば五十ポンドと、重量は重いのです。にもかかわらず通常H Eの地雷としてクラスⅦで取り扱われております。これは言うならば衝撃地雷としての通常地雷である、こうなっております。一方、対人殺傷地雷の方が、梱包された分も含み、実はそれよりも四十一・五ポンドと軽いわけですね。この危険性については、沿岸警備隊の仕分けによつてそれよりもさらに高い、先ほど第二の資料で私が申し上げましたニュークリアウェポン、そして沿岸警備隊としてはX Bとして扱うという、そのことと

ろに入っているわけでありまして、私はこれは核兵器地雷、いわゆる核の地雷であるという疑いをおぼろげに持つておるのですけれども、その点について、いかがでございましょうか。

○山崎(敏)政府委員 お答え申し上げます。

ただいま拝見いたしました資料、われわれとしては非常にわからない点が多々あるわけでございます。いま防衛庁の方とも相談いたしました。十分調べさせていただきますので、お答え申し上げます。

○鈴切委員 わかりない点をちよつと言つて下さい。わかるように説明します。

○山崎(敏)政府委員 実はいろいろわからないわけでございますが、リマークスのオクラホマシティーというものが、船を意味しておるのか町を意味しておるのかという点も、われわれちよつと疑問に思つておるわけでございます。それから、マインとかマインA Pが、いま先生のおっしゃいましたものでございまして、かどうかということもわからないし、X Bというものが、果たして先ほど申されたようなものに該当するの点も、いさゝか疑問でございます。大分わからない点がございますので、またいろいろ調べまして、先生にもお伺ひいたしたいと思ひます。

○鈴切委員 オクラホマシティーが町であるか船であるかわからない言つておりますけれども、こんなことは動転したアメリカ局長の言うことであつて、そのこと自体を説明するには余りにもばからしい話でありますので、だから、私はこういうふうにしなさいと思ひます。いいです。一つは、米沿岸警備隊が定める「軍用爆発物並びに危険性ある軍需品に關する規定及び法規」の一九五八年度版、それから一九六二年度版、そして一九六八年度版、いずれも関連のあることであつたので、この資料をアメリカに要求していただきましたことが一点であります。それからもう一つは、先ほど防衛局長が、マインA PあるいはマインA T、この二つは総称するものであるというお話でありましたけれども、先

ほど私が申し上げましたように、輸送指令書、T C M D、これと、それからもう一つはD D、貨物保管計画書は固有の名称は書いてありますから、当然その公式文書の資料を提出していただくように、アメリカに要求をしていただきたというところであります。

私の手元に、実はたくさん核兵器と疑わしきものがあるわけでありまして。この間も矢野書記長が、核兵器であるかどうかのチェックの判断ができる資料が欲しいというふうになつたのは、実はそういうことであります。だから皆様方からそういうものがいただければ、私がちよつとチェックをいたしまして、ああこれは核兵器である、これは通常兵器だ、こう申し上げて、日本の国に核が持ち込まれたということを実証したいと思つておりますけれども、その問題について矢野書記長も言つておりますから、一応そういうものを出していただきた。

で、お願いしたいことは、その中間報告は、実はよしてもらいたいです。中間報告というものは、何かしらすつきりしないのです。私は公式文書をもとにしてこの問題を取り上げましたので、やはり公式文書に基づいて論議をしたいと思います。皆さん方がどういうふうにされるかは、恐らくアメリカの回答を待つてのこととていまいしょうから、実はすぐにも在日米軍にお問ひ合わせになれば、私がいま申し上げました資料はあるわけでありまして、それでは余りにも、何というか、唐突過ぎますので、そういうこととから考えまして、中間報告はなくて、むしろ正式なその書類が出て、その上に立つて、私は公式文書の上において論議を申し上げたいというふうにして思つております。願ひは——こういう資料は全部横文字であります。横文字をその場所ですらによこしても、それに対してなかなかすに答弁はできませんので、一日か二日ぐらい前、すなわち予算委員会が終わるまでには、そういうふうなお手配をしていただきたと思ひます。

も、外務大臣、いかがでございましょうか。外務大臣。○谷川委員長代理 資料の時期はともかくといたしまして、いまの資料に關して、何か政府側から発言がございいますか。外務大臣。○宮澤國務大臣 それでは、ただいまの資料につきまして、防衛庁と協力をいたしまして、私どものわかり得る範囲のことを御報告申し上げます。にいたします。(鈴切委員「正式な回答を待つてからで結構です」と呼ぶ)はい。私どもだけでは調べることはできませんので、照会をいたしました。わかる範囲のことを御報告いたします。

○鈴切委員 そういう意味におきまして、これ以上論議をしてもしょうがありませんので、一応私の持ち時間は留保させていただきます、こう思つております。

○山田(金)委員 議事進行。

先ほどから鈴切委員から、やはり核持ち込みの疑惑、どうあつても国民はこの疑惑を解明してもらいたいという、その要望は強いものがございます。かてて加えまして、先日のが党の矢野書記長の質問の折にも、四項目に分けての資料要求とともに、解明されない疑惑に満ちた問題の提起がございました。その際、総理から、この予算委員会の終了するまでには疑惑が解明されるようにいたします。こういうお約束もございました。なお、荒松委員長から、政府委員に対しての不勉強の叱責もあり、同時に資料を出すようにという、荒松委員長からの厳しい言明もございました。そうしてその問題について、理事会に取り扱いを——任されたわけでございます。その理事会において、資料は出さる、そうして出せないものについては、ちゃんとその理由も明記する、そういうふうな決定も下されております。あまつさえ、きょうの鈴切委員の質問についても、正式な文書でアメリカへの問ひ合わせ並びにアメリカからの正式な回答、それをいただきた上で、また質問を続

けさせていただきます。したがって、時間も余しておきますので、他日、その問題についてはその上で質問を続行したい。そのために保留したいということでございますから、この点は、ひとつ委員長の方において、その取り計らい方をまずお願いを申し上げておきます。これが第一点。

それから第二点は、この核の問題については、せんだっての私の議事進行の発言の折にも、近い日に、この核の問題を中心として論議を、この予算委員会の終了までに行ってもらいたいということとを、きちんと明言しております。これはわが党だけでなく、もちろん社会党さんの方でも、そのような意向があるということも聞いております。この問題については、委員長の取り計らいを、予算委員会の期間中に、しかも先ほど鈴切委員からの発言がありましたように、中間報告などというふうな何となくあいまいなことではなく、その回答もきちんとして、そうして核問題での論議を日にちを設定して論議していく、それを厳重にやっていたらどう、私からも強く要望を申し上げておきたいと思っております。

○谷川委員長代理 たいま山田太郎君の御発言、数点に及んでおりますが、それぞれに関連いたしておるわけでございますので、理事会で協議することにして、本日は、鈴切康雄君の保留いたしました持ち時間、これは了解することにし、本日、これにて鈴切君の質疑は終了いたしました。

次に島本虎三君。

○島本委員 私は公害と環境問題に論点をしぼりまして、数点にわたって質問するつもりでございます。まず、真つ先に伺いたいのが一つあります。最近の瀬戸内海の汚染の状態はひどいのであります。瀬戸内海環境保全臨時措置法が三年間の時限立法として、もう成立しているのではありません。しかし、最近のああいうような石油事故のために、すでに何となく戻ったような状態であり、これは何ともできない状態であるといいたがら、これは環境庁を初めとして、公害、環境に

対する取り組みがまだ不十分である、こういうような点からして、まことに残念だと言わなければなりません。

それだけではないのであります。つい二月の十一日に、香川県の高松市の付近の海中でとれた魚を食べた漁民が、食中毒を起こしたという事件が起こったのであります。香川県の環境保健部が直ちにこの問題に対して調べたところが、三菱石油の重油流出事故で汚染された魚が原因の疑いが濃いという結果になったのであります。そして高松市内の三つの漁業協同組合、七名の人が罹災いたしました。これは底びきで、網でこみをとった、その中に入った魚、コチ、アイナメ、カレイ、これらのものを船上または自宅で煮たりてんぷらにして食べた、その結果によったということであり、これは急性毒性による胃の障害である。そして同時に、油のおいはいないけれども、中和剤のおいがあるというのであります。これはすでに重要じゃございせんか。こういうような問題に対して、環境庁初め厚生省はどのようにして取り組んでおるのでございましょうか。とれる魚、それがすでに毒物になっておる。こういうような問題は一日も猶予することができないと思っております。この対策をまず聞かしてまいります。

○小沢国務大臣 私の方では、この連絡をいたしまして判明いたしました点は、一番関心をもちましたのは、水島事故による汚染の魚と関連を究明する点でございまして、これらを究明するために、疫学的調査を実施することとしたました。

とりあえず、食べ残しの魚について行いました分析では、鯨油は検出をされておりました。中和剤についてのお話もございましたが、これはただいま分析調査中でございまして、この結論は、まだ私どものところへ正確には届いておりません。

○島本委員 中和剤の疑いも濃いということも言われておるのであります。この中和剤は、海上保安庁で、今回の三菱石油の流出事件に対して、無制限にこれをばらまいたものであります。これ

に対しての発がん性の試験も、催奇形性試験も、繁殖試験も、代謝試験も、何らこれを行ないません。これを使用したというこの結果が判明したのであります。同時に、これに対しては、相乗作用も全然見えておらないことでもあります。こういうような状態では、三年間の時限立法で瀬戸内海環境保全臨時措置法をつくっても、何にもならないじゃありませんか。後から後から国の手で汚染していく、こういうような結果になってしまふではございせんか。海上保安庁は責任をもってこれをやったわけでありまして、これに対して保安庁はどういうふうな対策を持っておられますか。

○寺井政府委員 たいま御指摘の油処理剤による中毒といいますが、海洋汚染といいますが、そのうしたものの疑いもございまして、処理剤がそういう結果をもたらすかどうかにつきましては、具体的には調査をしていく必要があらうかと考えております。ただ、処理剤の毒性その他につきましては、現在考えられるいろいろな試験をした上で、規格に合ったものを使用した次第でございまして、

○島本委員 規格に合ったものを使用しています。こういうようなことであります。その規格とは、いま申しましたように、発がん性試験や催奇形性試験や繁殖試験や代謝試験、それと、他の物質あるいはこれらの相互の相乗作用も見込まれた上で、安全だとしての試験結果が出ているのです。安全だ、全然それが触れられていないのですか。安全だとすると、これらの点と、どこが安全なのですか。この点もこの際、はっきりしておいた方が、将来のためにいいと思っております。

○寺井政府委員 処理剤の毒性に關しましては、先生御指摘のように、発がん性等につきましては、直接的に検討した規格ではございせんけれども、現在の処理剤の規格基準は、これらも含めて、四十三年度から専門の学者による委員会を検討を実施されたものでございまして、この基準は、四十八年から引き続き委員会ですらに見直しをしていくということになっておりまして、現在

の規格に定められた生分解度の基準によりまして、慢性毒性は一応考慮されているというふうな考えられます。また蓄積性につきましても、研究を実施いたしております。特に問題にする必要がないというのが専門家の意見でございます。人体への影響等につきましても、油処理剤は、家庭用洗剤と比較いたしましたとき、毒性が非常に低く、かつ散布後、海洋微生物によって分解されるとい性質のものでございまして、余り大きな影響はなからうというのが専門家の意見であるというふうに聞いております。また、この油処理剤の成分規制の中で、芳香族炭化水素などの含有禁止の関係がございまして、これは、四十八年度に専門委員会が検討が行われました結果、現行の対生物毒性の基準によつてカバーできるということのため、新たに規制項目に置く必要はないという御意見でございます。

○島本委員 こればかりに余り長い時間はとれないのでありますけれども、第一番に、何でもないはずのものが、ではどうしてこういうような病人ができたのですか。それも、油のおいもしない、中和剤のおいだけがある、これはちゃんと県の環境保健部の方でこれを言っておるじゃありませんか。しかし、あなたの方では何でもないと言ふ。もうそんな場合は、国としてもそういう中和剤の毒性があるのかないのか、いま言ったようにして、数項目にわたる基本的な実験を経た上で、これを使用させるようにしなければならぬと思ふのであります。それは厚生省でありますか、農林省でありますか、環境庁でありますか、こういうようなものに対してきちんとしたものにして、今後使用させなければならぬと思ふが、政府の意向は現在のところどういふのですか、それともまた、今後きちんとなければならぬと思ふのですか。保安庁のほうでは何でもないと言ふ、しかし病人は出ているのですよ、もうすでに七人も出ているのですよ。これはどうなさいます。

まず順繰りに、厚生大臣、農林大臣、環境庁長

方はあたりまえじゃない。あれだけ汚染したならば犯罪者ですよ、あなた。それなのに、勝手に学生が暴れるかもしれないということで——じゃ、暴れたのですか。そういうようなことで出している。これは重要ですよ。

そのほかに、きのうもやったそうじゃありませんか。十四日に、機動隊百名。反対する人は一人も出ていない。それなのにヘリコプター二台を飛ばしている。そして二通りの船で護衛して着岸させている。一体、だれもいないのに、保安庁はそれまでなぜしなければならぬのですか、資本に対して。これはとんでもないことです。なぜこんなことをしなければならぬのですか。今度は、反対する人は一人も出ていないのです。

答弁願います。

○寺井政府委員 昨日の件は、三回目の入港に際しての件だと思いますが、やはり反対派の妨害があるという情報が入っております。私もいろいろたしましては、六隻の船を動員いたしております。航空機は一機飛ばしておりますが、そういうふうに一応の警戒をいたした次第でございます。

○島本委員 じゃ、船をそういうふうにして接岸する際に、二隻の船を動員したわけでは、接岸の危険に陥れた、これに対しては当然だと思いませんか。一体どうなんですか。これに対して見解を承ります。

○寺井政府委員 最初の第一回目のときに、八隻の漁船が岸壁付近におった。これは危険だから撤退するようにという説得を陸上から行いまして、八隻のうち七隻が離岸をしたわけでございます。船が岸壁に近づきました際に、タグボートで船尾の方を戻そうとしたわけでございますが、これはタグボートがうまく動かなかったということがございまして、風に圧流をされて、一杯の船がはさまれる状態になったわけでございます。(島本委員「はさまるのは当然なんですか」と呼ぶ) はさまるのは当然でございます。海上保安庁といたしましては、海上の事故について救命の義務もございします。しかしながら、この岸壁は非常に小規模の

ものでございまして、この四百トンばかりの船が接岸いたしますと、巡視船が入っていく余地がなくなるような状態でございます。岸壁の方の警備は警察関係がやっておりまして、警察の方でこの退去指導をやつたいたしております。私の方ではそういう事態のないように努力をしたわけでございますが、不幸にしてそういうふうにはさまれる状態になったということでございます。

○島本委員 では、船をつぶしたのは、全然北電側には責任がないと言っているのですか。つぶされた人は自業自得だ、こういうふうに言うのですか。それは保安庁は守つてあたりまえだと言っているのですか。どうなんですか。

○寺井政府委員 貨物船が圧流されて、漁船をはさんだわけでございます。貨物船の方の船長についても、その事実関係をいま捜査いたしまして、これは警察のほうにすて……「貨物船の責任なのか」と呼ぶ者あり。貨物船の責任であるかないかを、捜査いたしております。

○島本委員 どうも全然これでは答弁になりません。これは一体、じゃきのうの出動したのは、何か妨害行動があったから出動したのですか。なぜ大企業ばかりあなたは護衛しなければならぬのですか。公害に苦しむ住民のために、なぜあなたはできないのですか。あなたの方では、油濁防止法が実施されている現在、これらに対してそれを阻止する役割があるはずですよ。それをやらなくて、警察官の代名詞みたいなことをやっているじゃありませんか。どうもおかしい。それと同時に、警察に、これは殺人容疑としてですか、告訴しているはずですよ。これに全然手を触れていない。そういうもの依然として弾圧ばかりやっている。こういうようなことは許されなと思います。告訴してきつちつしなければなりません。これは殺人予備罪ですか、「殺人未遂だよ」と呼ぶ者あり。殺人未遂として告訴しているのです。徹底的にこれを取り締まるべきじゃありませんか。それをそのままにしておくというのは、警察の態度もおか

しい。警察に、どういうわけでこのままにしてあるのですか。

○三井政府委員 ただいまの点につきましては、警察において捜査をいたしております。この事件は、一月二十二日の事件でございますけれども、翌日二十三日に殺人未遂ということで告訴も出ておりますし、告訴あるまでもなく、警察としては捜査をいたしております。現在まで、船長その他を取り調べておるわけでございます。

○島本委員 それでは、きのう、だれも反対する人はいないのに、機動隊を百名も出して、自衛隊ではヘリコプターまで飛ばしてこれをやった。これは過剰警備じゃございませんか。どうなんですか。

○三井政府委員 昨日も若干の警察官を警戒のために現場に出しました。格別の不法事案発生にまで至りませんでしたけれども、現場において……(発言する者あり) 船が出まして、若干の行動があったという事情でございます。

○島本委員 その情報は正確ですか。だれもいないのですよ。いらないのに、そういうふうになつた。船が着いて、全部終わつてから、びつくりして来た住民ですよ。それを、それがあらわれてからやつた。これはもう本末転倒じゃありませんか。先に皆さんの方が警官を出しているのです。その報告をされるのは困ります。それは調べてやつたのですか。はつきりした調査なのかどうか、もう一回それを答弁してください。

○三井政府委員 警察としては、船の入港について知つておりましたので、前二回の経験にかんがみ、現場警戒のために出動いたしました。具体的には、反対派の漁民の行動は、実際には船が入つたというところで、具体的な行動としては、不法事案が発生するところまで至らなかったというところでございます。

○島本委員 私は、この際はつきりしたいことがあります。総理は総理で、本会議並びに委員会を通じまして、対話と協調を行政の中に入れて、盛んに言っているのです。下部末端へ行くと、弾圧的な行動に終始しているのです。ことに保安庁がひどい。警察もひどい。これでは、私もとしては、行政の実態がどこまで及んでいのかかわりません。果たしてどちらの方が本当なのか。現に対話、打ち合わせがいろいろ行われておる最中に強行するのです。そして、話し合いの中で、環境裁判を下げないで、下げたならば金を上げますよ、こういうふざけたこと言っているのです。これは、話し合いをしたからでも、強行する。これを警察も保安庁も護衛する。漁民は、自分らはもうすでにどうにもならなくなつた、漁場を奪われて、赤潮さえ発生しているんだ、こういうことでやっているのではありませんか。私は、どうも総理の姿勢が末端まで及んでいない、こう思うのであります。私はこの際、総理をこへ呼んで、行政の中、対話と協調の姿勢が入っているのかどうか、これが全然違ひまして、下へ行くとか時代的な弾圧が行われているから、この点について、総理にはつきり意見をただしたいと思うのであります。この点、総理を呼んでもらいたいと思うのであります。

○田中(武)委員 議事進行。総理がたまたま環境庁長官の当時、この種の問題についていろいろと、環境庁長官として言われた問題等にも関係があります。したがって、この件については理事会で相談の上、機会を見て総理の出席を求め、この点について総理の御所見を伺うということにして、この点を保留して、質問者に次に入つてもらうことにいたしたいと思います。いかがです。

○谷川委員長代理 島本君にお尋ねいたします。よろしゅうございますか。

○島本委員 よろしゅうございます。

○谷川委員長代理 それでは、ただいまの件は理事会で相談することにしたしまして、島本虎三君、質問をお願いいたします。島本君。

○島本委員 次に、私は、昨年の六月に成立、公布された国土利用計画法、これについて質問した

いと思えます。最近いろいろな地価抑制、こういうようなことについて、以前は相当問題がありました。それと同時に、国土利用計画法についての質問、こういうようなことに対しては、大事である、こういうようなことで、今後のためにも、この問題にしばってちょっと質問してみたいのであります。

御存じのように、この国土利用計画法には四つの柱があるわけであります。第一は国土利用計画、第二は土地利用基本計画、第三は土地取引の規制に関する許可制と届け出制、第四は遊休土地の認定と買い取り協議制度、この四つであります。

地価の暴騰、狂騰と言われたころもございましたが、それで苦しめられてきた国民にしてみると、この土地取引区域の指定や地価の算定基準、こういうようなことに對しては、同時にこの遊休土地の認定制度、こういうようなものに對しては、深い関心を払ってきたわけです。また注目してきたわけであります。私も、地価や物価の問題については深い関心はもちろん持ってまいりました。

ところが、ひっそりこれに隠れたような形で、国土利用計画法第九条と第十条に定められる土地利用基本計画の作業が、ぐっと進んできているわけでありました。これは長官御存じのとおりなであります。これは、日本の法律と行政は、総合的、計画的な土地利用、どうもこれを考えてやっていないようであります。わずかにやったものは、建設省が所管する都市計画法、それから農林省の農振法、林野庁の森林法、環境庁の自然公園法など、こういうようなものも個々ばらばらの地域、区域の指定でありましたし、縦割り行政の所管権限問題、こういうようなこともあり、横の連絡と総合性を欠いてきた、こういうふうに言わざるを得ないわけでありました。これは長官はつきり御存じのとおりなであります。これには確固とした土地利用計画がなかったからこそ、地価の暴騰に拍車がかかり、乱開発の横行によって自然が

破壊され、公害が深刻化した、こういうような現象が生じたわけであります。じみな存在でありますけれども、この土地利用基本計画こそ、国土利用計画法の最大の柱である、こう言えると思うのであります。

まず、国土庁長官に伺いますけれども、国土法を所管する国土庁としては、土地利用基本計画をどのように位置づけておられますか、その意義と必要性、これについてひとつお聞かせ願いたいと思います。

○金丸国務大臣　土地という問題は非常に関心の深い、また国民的にも宅地の問題、住宅の問題等、関係があることでありまして、最近の土地価格等を考えてみますと、鎮静をしてみやりました。それは、これに対する金融の引き締めというようなものあり、また昨年の六月ですか、国会におきまして国土利用計画法という法律が策定された。これは議員立法で行われたわけでございますが、あの時点であるような法律が出たということについて、いろいろの御批判もあるわけでございますが、共産党を抜いて各党一致してこの計画法ができたということは、土地の価格の鎮静を図ったことにおいてはまことに意義があったと、私は大きく評価をいたしておるわけでございます。

また土地利用計画は、土地取引規制、開発行為の規制、遊休土地に関する措置を実施するに当たつての基本となる計画であることは当然であります。国土利用計画法施行後、可及的速やかに策定をすることが望ましいと思うわけでございますが、したがつて当面の計画はいわば暫定的なものであるとして、都市計画法、農振法、森林法、自然公園法及び自然環境保全法に基づく既存の五地域区分を基礎として、これに必要な最小限の修正を加えるという方針のもとに、策定作業を進めておるわけであります。従来、国土利用計画が策定された段階で、見直しを行うことといたしておるわけでありませう。

また、土地利用基本計画においては、五地域の
図面表示のほか、土地利用の調整等に関する事項

として公害の防止、自然環境及び農林地の保全、歴史的風土の保存、治山治水等の見地から見ると各地域の土地利用の原則を定め、これによって都市計画法、農地法、森林法等による開発規制と相まら、土地取引段階における規制を行うことによつて、乱開発の防止に努めてまいりたいということでありまして、また乱開発や公害等の問題につきましては、環境庁と十分協議してやることは当然だと考えておるわけであります。

○島本委員　環境庁と十分協議するということであります。

では、環境庁の長官、昨年の十二月に、アメリカ合衆国政府は新しい環境白書を発表しました。私も入手して、読んでみてびっくりしたのであります。冒頭の第一章でランド・ユース、つまり土地利用を挙げているのであります。そうして、ランド・ユース・コントロール、土地利用規制、この重要性を書いているのであります。

かねてから、公書、環境行政の原点は土地利用にある、出発点は土地利用だ、こう言われておりましたけれども、アメリカの環境白書は、土地利用規制を重視する原点へま戻ろうとしているのであります。すでに長官はこれをお読みになったはずでありますけれども、環境庁長官、今後の日本の環境行政における土地利用の位置づけについて、この際、意見をお聞かせ願いたいと思ひます。

○小沢国務大臣　ただいま島本委員がおっしゃいました、アメリカの環境白書に記載されております。国土利用計画についての膨大な報告書がございますが、これは私、遺憾ながら英語に弱いせいでもあります。まして、まだ全部拝見をいたしておらないのでございますけれども、大要としては、いま先生がおっしゃったように、まず土地利用というものを計画的に行った方が、スプロールを後追いつけるよりも効率的である。それから開発を計画的に行うための各種の誘導政策、税制とか道路とか、そういう点であります。誘導政策を効果的に行う必要がある。第三番目には、土地利用規制を強化

すべきであるというようなことを内容としたものであるようにございます。

先生の御意見のように、土地利用計画というものを明確に定めて、それで土地利用の規制を行うことは、環境全般の保全の面からも非常に大事な点だと考えております。その際、私どもとしては、やはりこの国土庁に出てまいります土地利用基本計画の内容をよく環境保全の面から精査をしたしまして、あらかじめ環境庁としての意見を十分それに盛り込んでいただくように、国土庁とも緊密な連絡をとって、利用計画の策定の面から環境保全が全うできるようにした所存で、目下事前に各府県の利用計画について十分検討中でございます。

○島本委員　十分それに取り組んでおるようでありますけれども、はっきりこれに取り組まないといふのだめだということが、前提なのであります。ここから漏らしたならば、また後追ひになつてしまふ。日本の環境公害行政、これは積極的に土地利用規制と取り組んできたと、いままでの場合は、お世辞にもそういうようなことは言えません。むしろ、他の省庁が所管している法律の分野とか、うちの権限でないとか、こういうことを言つて逃げてきているのであります。そして土地利用問題もあえて避けてきているのであります。これがいいままでの実態だったのです。

それから政府が毎年発表している環境白書、公害対策基本法十九条で決める個々の地域の公害防止計画、長官見ているでしようけれども、これを見ても、せいぜい土地利用の純化を図るべきであるという抽象的な表現でお茶を濁している。それが現在のような公害列島をつくったのです。そして土地利用規制を避けて、港灣計画であるとか、公有水面埋め立て計画の先行建設を黙認してきているわけです。そして環境行政はいよいよ深刻な汚染実態がつくられて、その後からまたやむと迫りかけるというような後追い対応療法に終わっていたのが、いままでの環境行政のあり方です。日本の環境行政が後追いの典型である、こうす。

言わざるを得ないのは本当に残念なのであります。だからこそ、小沢長官はきのうの公害環境特別委員会で、環境影響評価の制度化を確立すると言われました。開発が環境に及ぼす影響を事前に評価する制度、つまり環境影響評価制度の確立、これこそ日本の環境行政にとっては緊急でしかも最大の課題であります。

小沢長官に三つの点で具体的にお伺いします。第一、環境影響評価を法制度化するつもりがあるかないか、これが一つであります。第二、法制度化するとならば、法案要綱にまとめ国会にいつごろ提出される予定か。第三、現在国土利用計画法の土地利用基本計画を決定するための作業が進んでおりますけれども、環境庁としては、この土地利用基本計画案に対してどこまで足を踏み込むつもりなのか。この三点、今後のために重要でありますから、はっきりここでお聞かせ願いたいと思います。

○小沢国務大臣 立法化は三木環境庁長官時代から、将来ぜひやりたいという御公約を国会に對してされていくわけでございます。私も着任以来、この立法化を進めるためにいろいろな準備が必要でございますので、御承知のような中公案の中に環境影響評価制度の検討会を、昨年発足させたわけでございまして、立法化を含む制度面の検討をいろいろ進めてまいりました。さらに、先般正式に中公案の防止計画部会環境影響評価専門委員会として、この審議を開始いたしました。なお、昭和五十年度におきまして、環境影響評価部会を設けることにいたしました。諸外国のアセスメントのいろいろな制度等を参考にいたしまして、立法化を進めていきたいと考えております。いたします。

ただ、この時期については、私どもなるべく早くやりたいと考えておりますが、この環境影響評価部会ではいろいろ検討願ひまして、そのアセスメントをやる際の手法の問題とか、あるいはいかにこれを公表いたしまして国民の意見を反映するかという、手段方法等につきまして十分検討いたし

た上で、立法化の成案を得なければなりませんので、そういう意味においては、いまいつ立法化する、法案を提案するんだというお話をございませうけれども、これはいろいろな例を見てみまうと、諸外国でもまだ具体的な法律案が出ておりませんで、非常に抽象的な面が多いようございませう。せつかくつくる以上は、一番いい法律として、先生方に御協賛を願わなければいけませんので、中公案における専門の部会を開きまして、そういう点もひとつ十分検討していただきまして、その成案を得たいと思っております。しばらくお待ちをいただきたいと思ひます。

それから、土地利用基本計画についてどの程度足を踏み入れるのかというお尋ねでございますが、先ほども言いましたように、私どもが各県から出されます利用計画、五地域に区分いたしました内容等について、環境保全の面から十分検討いたしまして、私のほうの意見を国土庁にも申し入れ、国土庁と一体になりまして、この計画を承認していくようにしたいと思ひますので、どの程度というように程度ではありませんが、むしろ一緒になつて、環境保全のためのりっぱな基本計画ができ上がりますように努力をいたしたい、かように考えております。

○金丸国務大臣 国土利用と環境保全の関係につきましては、自然環境保全調査というものを環境庁でやっておりますわけでありまして、これを十分に踏まえながら、また地方公共団体の意見も十分聞きながら、この全国土地利用計画につきましても共管でやっております。こういうふうに考えておる次第であります。

○島本委員 実は国土利用計画法が実施されると同時に、環境影響評価の法制度化が必要だったのであります。そうするのでなければ、これはおそいのです。ところが、やはりこの環境影響評価の法制度化がおくれた。これは重要な問題でありますけれども、あとで改めて質問したいと思ひますから、これはおいて、きょうは土地利用の問題に焦点をしばつて、ひとつ質問していきたいと思ひるのであ

ります。

国土庁に伺ひますが、国土法第九条の土地利用基本計画は、知事が都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の五つの地域に区分した基本計画案をつくらせて、国の承認を求めることになっていくわけでありまして、この五つの地域区分と現行法の区域指定との関係、これをひとつわかりやすく説明してください。

都道府県計画の形で積み上がってまいりまして、これを受けまして、各県別の土地利用基本計画をつくります際には、個別法に基づきます計画よりもいささか先行的な地域区分がなされ得るという可能性を持っているのでございまして。ところが、御承知のように、全国にわたる国土のあり方を將來に向かつて考えてまいりますには、相当大きな作業を必要といたします。目下国土庁といたしましてはその作業に入っておりますが、もう一年ほどかかるわけでございまして、したがって、当面の土地利用基本計画という各県別の図面表示を含む計画におきましては、遺憾ながら時間的な余裕もございせんので、各個別法に基づきます計画地域をそのまま踏襲いたしまして、一年以内に関係各省庁の間で、都道府県を含めまして調整がつき得る――微調整、いささかの調整はいたしますが、基本は現況の土地利用区分のものを受けたい形であつて、そういうような指導を、都道府県に對してやっております。

○河野(正)政府委員 お答えいたします。国土利用計画法第九条で都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域と、この五つの区分をつくることになっておりますが、同法の第九条にはそれぞれ定義がございまして、たとえば都市地域につきましては「一体の都市として総合的に開発し、整備し、及び保全する必要がある地域」となつていくわけでございまして。一方、御質問にございまして、都市計画法、農振法、森林法、自然公園法、自然環境保全法という各個別の法律が別途あるわけでございまして、ただいま例に引きました都市地域につきましては都市計画法を見てまいりますと、都市計画区域につきましても定義がございまして「一体の都市として総合的に整備し、開発し、及び保全する必要がある区域」というような表現が都市計画法と

○島本委員 国土庁では、四十七都道府県に對して土地利用基本計画案の提出を求めて、去年の十一月二十五日から十二月の二十日ごろまで計画案のヒヤリングをした、こういうようなことを聞いていますのであります。地方では、国土庁土地局長の通達に基づいて、個別規制法の区域指定を基礎として線引きをした、そして基本計画案を提出してきた。それでは、現在の五つの法律の指定地域と比べて、地方がつくつてきた五地域区分の面積はほぼ同じであつたのですか、それともふえていたのですか、この点をはっきりさせてもらいたいのではあります。特に、都市地域はどの程度の増減をしておりますか、この点をはっきりさせてもらいたいと思ひます。

○河野(正)政府委員 ただいま御質問にございまして、十二月の二十日ごろまで、聴聞を各県別に、十省庁ほど集まりまして、国土庁におきましてやつてまいりました。その結果、各県に問題点を指摘いたしまして、ただいまのところ、お

そこで、今後のわが国土のあり方というものを考えてまいりまして、国土利用計画が全国計画、

おむねの県は、その指摘された問題点につきまして、再検討段階であるというふうな考えでおります。また、各県それぞれが国土利用計画地方審議会を持っておりまして、この審議会にも付議をいたしまして、検討中でございます。

したがって、先生おっしゃる五地域区分の面積でございますが、昨年十一月月中旬から十二月にかけて国土庁に出してまいりました素案の面積を言っておられるのかとも思いますけれども、非常に問題点が各県別に多いわけでございまして、その面積を積み上げてみても意味がないので、ただいまやっておりますが、今後正式の土地利用基本計画案が逐次上がってまいります過程で、その面積等は精査することができると思っています。

お尋ねの都市計画区域とか、都市地域の特に面積の御質問がございましたが、したがって、これにつきましては正確な面積が出ないわけでございますが、私も各県の素案のヒヤリングに当たりました感覚を申し上げますと、いささか現在定められております個別法による都市計画区域よりも広目に都市地域をとりたい、という素案を提出してまいりました県が幾つかあったということでございます。

○島本委員 どうも隠しておられるようですが、もう少し、その点では適慮なしに言ってもらいたいです。素案の面積は、各県別にどうも来ている、これだ、という感じです。別にどうもいいのですから、その面積がいま言ったように、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域とあるでしょう。このうち都市地域がどうだったのか。若干多いという、こんなことは通じませんよ。どれほど多いのですか。来ていたならおわかりでしょう。

〔谷川委員長代理退席、湊委員長代理着席〕

○河野（正）政府委員 隠しているわけではございません。四十七都道府県の中で二十八県が、都市地域につきまして、都市計画区域の面積よりも広

目に素案を作成して相談に参っているということでございます。

ただ、たとえばある県を例にとりますと、名前は申し上げられませんが、二十数地域につきまして、都市計画区域よりも広目に都市地域を設定したいというような、相当開発意欲旺盛とも、ある面ではとらえられるかと思いますが、そういうような県もございまして、これを中央十省庁ほどいろいろと見てまいりますと、環境保全の問題あるいは農用地の保全の問題というところから、非常に問題なしというふうなところから、相当大きな修正意見というものをその県に伝えたというふうな例もございまして、したがって、県から出てまいりました素案というものにつきましては、比較的詰めの甘い案も相当ござっております。これは関係から、そういう面積の集計等もやっていないわけでございます。

○島本委員 これは集計はすでにしてあると思いますが、してないと言ふなら、まずそれはそれとして、都市地域のみがふえているということはわかりました。ここに問題があるわけですね。

土地利用基本計画の都市地域、これは都市計画法の都市計画区域の面積をさらに拡大しているわけでありまして、したがって、地方は、この都市地域を都市計画法の市街化調整区域に指定する意思を持っていないわけでありまして、開発行為が規制を受けることになるから、ということになります。

例外なく、大半は市街化区域に指定するつもりで都市地域を拡大してきているわけですね。時間の問題で、市街化区域に変わっていくの都市地域予備軍である、こうさえ言われているのであります。都市計画法を見て市街化区域の中の開発行為は野放しの状態ではありませんか。環境庁長官、こういうふうなところに重大な点があるのですよ。公園三〇、本間に緩い最低必要条件を満足している開発行為に對しても、法律は何の規制も用意していないような状態でありまして、開発行為の規制を目的として土地利用基本計画をつくるのだ、という言いながら、実は新たに開発区域を広く囲い込

もうとして、こういうような態度が見られるわけですね。これは何のための土地利用基本計画をつくるのか、ちよつとわからなくなるじゃありませんか。国土法への便乗とかけ込みを許しているのかどうか、こんな土地利用基本計画を国が承認してもいいのかわかるか、私はここにちよつと心配があるものであります。疑問があるものであります。官僚じゃなく、大臣の答弁を伺います。

○金丸国務大臣 きょうの時点になりますれば、産業優先というふうなことは考えられないわけでありまして、いま先生のおっしゃられる点、十分私も踏まえまして、均衡のある土地利用計画というものを立てるべきであるということとは当然だと思っておりますし、十分その点につきましては、意を用いてまいりたいと考えております。

○島本委員 意を用いるだけでは、答弁で、言葉でありますけれども、実際はどうなのか、これは結果を見なければわからぬわけですね、いままでは、しかし、都市地域の拡大部分をすべて市街化調整区域に指定して、開発行為を厳しく規制するというならば話は別だと思ふのであります。どうですか、今度は建設大臣に新たに伺いますが、これは、ふえてきた都市地域に対して、都市計画の所管大臣として、絶対に市街化区域に指定しないように強力に指導するという約束ができませんようか。どうでしょう。

○飯谷国務大臣 土地利用基本計画は、先ほど国土庁からも申し上げましたように、原則的には、既存の都市計画区域を都市地域として指定するものであります。ただ、島本先生御承知のように、現行の都市計画は、大部分がここの一兩年の間におこなわれておりまして、そういう観点から、都市計画区域の拡大を前提として都市地域を指定することとできることになっておるのであります。いろいろいま御指定があった問題であります。これは私どもも現実にあることを認めるのであります。しかし、それは都市計画区域の拡大を前提として都市地域を指定する、それが必ずしも開発のみを

目的として、これは考えていない。一部例外があることは、これはいま国土庁から話がありまして、私どももいま初めて聞いておるのであります。が、もしそういうことがあればまことに遺憾なことでありまして、率直に申し上げまして、たとえば具体的に地域を拡大したという傾向にあるというの、都市計画区域のその拡大の多くの中には、流域下水道の公共施設というものを整備する必要がある地域がたくさんあります。そういうのは自然に拡大されていくわけであります。それから、開発規制がないために、むしろ放置すれば土砂の放出等の災害発生あるいは乱開発の進行等の、むしろ環境を悪化させる、そういう地域もあるわけでありまして、むしろそういう面を未然に防ぐという面から、地域の拡大を考えている面もあるわけでありまして、いずれにしても、せつかくできた法律が逆の方向に行くこととは、絶対にこれはあってはならぬことでありまして、そういう意味においては、国土庁とも十分に相談をしながら、御指摘のような方向で努力をいたしてまいります。

○島本委員 何かそれだけでは、結果を見ないと、やはり依然としてわからないような気がするのではありませんか。それで、やはり開発区域の囲い込みじゃないか、こういうふうな気もしないわけではあります。国土法に便乗する開発の既成事実化、こういうふうなことになるってしまつたら大変なことであります。環境庁、やはりそういうふうなことを考えないといけないはずであります。国土庁の土地局長通達のこと、環境庁は十一月の中旬に通達を出したはずですね。そして、面積五十ヘクタールと二十ヘクタール以上の開発計画を出してくる場合には、環境影響評価の報告書を添付するようにという通達を出したと思ひます。そして昨年の十一月から十二月末にかけて、報告書の説明を聞いていたようではないかと、これはろくな報告書がなかったのではないかと、これはあります。報告書を持ってこない県さえあったというのを聞いていますのでありますけれども、実

態は一体どうなんでしょうか。これは簡単に答弁願いたいのであります。

○小沢国務大臣 先生おっしゃいますように、今度は、先ほどの国土庁の答弁のように、五地域の地域区分については現況表示を原則としているわけでありまして、向こう一年間において変更が確定であるものは記載し得ることになっておりますから、この意味で、変更予定地域のうちで都市地域の拡大が特に行われるという可能性は若干、もちろんあるわけがございます。この点について、開発の先取りじゃないかと、あるいは開発保全整備計画というようなものについて環境保全上問題がないかという御心配から、いろいろ御質問が出てくるわけでございます。私も当然その点を予想いたしまして、特にこれらの必要な地域については、アセスメントの資料をいろいろと提出を求めて、それを十分検討した上で、意見を国土庁に表明することになっておりますので、その資料の提出を求めています。具体的には、どのような資料が出て、あるいは何県から出て、どのようなような審査状況になっているかというところは、事務当局でないとわかりませんが、そういう基本姿勢でやっております。おっしゃるような心配も若干ございまして、ひとつ環境庁としては十分意を用いて、慎重に対処していく所存でございます。

○島本委員 長官、私の方でもそれは調べてあるのです。これはろくな報告書がなかったのです。報告書を持ってこない県さえあったのです。それほど今回は、この開発計画に対して環境保全という、事前評価というものに對しては、ほとんど意をくれない県があったということを、これは中央官庁として十分関心を持たなければならぬ。それから、都市地域の拡大が市街化区域の準備となるというのを当然恐れたのでしようけれども、都市区域を拡大した理由の提出を地方に対して求めたようでありまして、求めたのです。長官、今回の国土法の土地利用基本計画は、環境庁が初めて直面した土地利用問題なんです。アメリカで

は、さっき言ったように、これを重大化して、もやつていっているのです。ところが初めて、環境庁長官、これに直面しているのです。環境行政の姿勢を占う試金石なんです。その第一歩なんです。環境報告書を粗末なままで、土地利用基本計画の決定に同意してしまうとするならば、環境庁は千載の悔を残すことになるわけですね。国土庁としては、年度内に、三月までに基本計画案を承認して計画決定する予定を立てているのであります。環境庁長官、この問題は重要でありますから、十分考えなければならぬと思いますが、決意を伺います。これでいいのですか。これは急いでやっ

どもは、環境保全の見地からいろいろ変更を求めるとの条件等も、国土庁に御理解を願っておりますので、そういう点はひとつ心配なく進めていくように——この大事な時期でございますので、私も先生の御趣意を十分理解いたしておりますので、その点はひとつわれわれの努力に任じていただきます。これ、安心して任せてくれと言っているのでありますけれども、国土利用計画が先行するのですね。土地利用基本計画、これの方がいま先行しているのです。そうすると、国土利用計画の場合には全国計画や都道府県計画、市町村計画があります。当然これは議決と公聴会が必要であります。そういうふうになつたら長くなる。手取り早いのは土地利用基本計画ではありませんか。そうだとするならば、これは単なる意見を聞くことにすると、日本列島改造計画の基盤整備にもつながるおそれがあるから、環境影響事前評価が必要だ、急ぎなさい、こういう意味です。いま逆になつておるのです。これは、これを十分考えないといけないのです。というのは、四十九年度、前の総理大臣、田中総理大臣のころの目的がそこにあつたわけでしょう。ですから、逆に土地利用基本計画の方が先行してきている、こういうようなことに一抹の心配があるわけですね。それに、今度環境影響事前評価が法制化する、これがおくれている。こういうようなことになつたら、また再びほぞをかむようなことになるおそれがある、これを心配するのであります。

市近郊の農地面積は急減してしまふ。そうなつてきたわけですね。そうすると、食糧危機の到来であるとか食糧自給率の問題が議論されている現在、これ以上計画性のないまま農地をつぶすことは、国の政治としても政策としても許されないはずであります。そこへ土地利用基本計画案が、新たにこの都市地域を広げてきているわけでありまして、そうすると、農林省の基本計画案に対する考え方、これが逆に先行されてしまふおそれがないかどうか。この際、農林大臣もしつかりしなければならぬんじゃないかという気がしますから、この際、決然たる意見を聞きたいと思うのであります。

○小沢国務大臣 御承知のとおり、この法律の基本では国土利用計画というものがまずできまして、その具体的な土地利用計画として、土地利用基本計画というものがつくられていかなければいけません。これは、私も昨年調査をいたしまして、今年発表いたしました緑の環境調査というものもございまして、こういうものを織り込んで、国土全体の土地利用計画というものを織り上げ、さらにその具体的な地域地域の土地利用基本計画というものがつくられていくというものが本筋だと考えておつたわけでございますが、しかし御承知の、いま当面する地価の問題、土地の問題について緊急解決をしなければいけない問題がたくさんあるものですね。国土庁として土地利用基本計画というものを先行させられた意図もまた、行政庁として私は当然のことではなかったかと思ひます。したがつて、この土地利用基本計画で出てまいります各県の五つの地域の区分につきましては、その中で特にこの都市地域につきましては、私も十分アセスメントの資料をとつて、慎重に国土庁に意見の具申をしようと思ひております。

三月までに認可をする、これはおそらく、当面のいろいろな土地の緊急を要する諸問題を解決しなければいけないから、そういうお考えになつておるわけでございますが、将来当然この点も、私

○安倍国務大臣 いま御指摘のように、最近の農業を取り巻く情勢から見まして、農用地を確保していくということが、今日の農政上の最大の課題であらうと思うわけでございまして、この土地利用基本計画で農業地域というものは「農用地として利用すべき土地があり、総合的に農業の振興を図る必要がある地域」とされておるので、農振法の農業振興地域はこれにすべて含まれるわけでございますが、今後とも、こうした農業地域につきましても、これについての規制等は、農振法がございまして、この農振法の転用規制を厳正に適用して、農地の確保を図っていかたいと思つております。さらにまた、農振法の改正をお願いしておりますが、農振法の改正によりまして、農業振興地域の開発規制等も行う予定になつておるわけでございまして、そうした農地法関係、農振法関係の規制をフルに活用いたしまして、農用地の確保を図っていかたいと思つておるわけでありまして。

いるんですよ。

○荒松委員長 二分残っているか。――では、一分保留することにしたでしょう。

これにて島本君の質疑は終了いたしました。

○荒松委員長 この際、お諮りいたします。

来る十七日の参考人として出頭を求めることといたしておりました三井物産株式会社社長は、都合により会長に変更いたしたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○荒松委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決定いたしました。

次回は、来る十七日午前十時より開会いたします。

本日は、これにて散会いたします。

午後四時五十七分散会